

9月9日本会議一般質問（1日目）

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 一般質問を行います。質問は、通告一覧表の順序により行います。最初に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

一般質問 ① 西藤典子議員

質問者：西藤典子議員

答弁者：町長、教育長、健康こども課長

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 通告に従いまして質問いたします。まず、統合小学校の基本計画の進捗状況についてお尋ねいたします。令和10年4月の開校まで実質3年余りとなっております。設計と施工の一括発注というデザインビルド方式を採用しての着工となりましたが、この計画はその後どう進展しているのか。事業工程計画では、令和6年度9月までとなっている業者選定につきまして、決定したのかどうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 鞍手町立小学校統合基本計画改訂版に基づきまして、令和6年4月19日に鞍手町立小学校統合整備事業設計施工一括発注プロポーザルとして、デザインビルド方式での公募を開始いたしました。設計事業者と施工事業者からなる4つの共同企業体からの参加表明を受け、資格・実績・体制などの書類による一次審査を行い、令和6年8月26日に2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、鞍手町立小学校等建設設計施工候補者選考委員会により最優秀者と優秀者を選考し、令和6年9月4日付けで事業者に対して選考結果通知を送付しております。今後は最優秀者と契約協議を行い、9月末を目途に仮契約を締結できるよう事務を進めてまいります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことでありましたら、かなり進んでいるということで安心いたしました。2月改定の事業工程計画では本年度中に基本設計、来年度からは実施設計にかかるとなっておりますので、何とかいろんな希望を持ちまして期待に沿った学校が建つことを願っているわけですが、そこまでいっているというならば、ある程度の何か概要というようなものの、基本設計の概要というものが思い描かれる段階になっているんじゃないかと思いますが、分かる範囲で基本設計の概要とか、あるいは基本計画からはっきり変わった点とか、これはもう絶対変

えないとか、そういう決定事項について、もしありましたら分かりましたらお尋ねしたいと思いますが。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 基本設計は、契約について議会の議決を得て正式契約を締結した後、行うようになります。したがって、現時点での基本設計は行われておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことでありましたら、今後また機会があるごとにお尋ねしていきたいと思いますけれども。

次の質問に移りますが、令和5年6月の基本計画では、多目的スペースについて700人収容の施設で児童の集会スペースとしてだけでなく、ランチスペースや地域開放の場となるよう計画するとありました。この点については何か変更がありますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 先ほど述べましたとおり、現時点では基本設計は行われていませんが、事業者への公募段階での要求水準としては学年ごとにまとまったユニットを形成し、ユニット内は普通教室等多目的スペースで計画すること。多目的スペースには、多様な学習形態に対応できる広さや設備を有することを求めています。多目的スペースの利用方法としては、ティームティーチング・個別学習・グループ学習など多様な学習形態を展開することで、個別最適な学びと共同的な学びの一体的な充実を図っていくことを考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私の気持ちを述べますと。最初の計画、令和5年6月の基本計画にありました多目的スペースのランチスペースに使うということが非常に私は期待しておったわけでございます。後でまた申し上げることがありますけれども、これについて、またぜひ意見を述べたいと思っておりますが、今お聞きしましたとおり、ちょっと方向が違うようで少し残念に思っております。

次の質問に移りますが、基本設計の問題点の一つに挙げられておりました給食調理場建設の許可、親子方式運用は工場に当たるため、当該敷地では建設できないというようなことがあって、許可を得なきゃいけないということを言われていましたが、許可は受けられたのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 これにつきましても、基本設計が行われてないため、建物の配置、具体的なことは決定しておりませんが、許可はまだ受けておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私の気持ちとしましては、多目的スペースをランチスペースにしてもらいたいという気持ちがありましたが、もし敷地内に給食調理場が建設可能であれば、多目的スペースをランチスペースとして使うならば、なるべく近い距離に準備も後片づけもしやすい。そう

いうふうなことで考えておりましたけれども、まだ分かってないかもしれませんが、それを一応教育長の考えとしては、給食調理場の配置、内容については最初の計画と大きく変わるところがあるのでしょうか。どういうものになるとお考えでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 これにつきましても基本設計が行われていないため、建物の配置、具体的なことは決定しておりませんが、要求水準書で1日1,100食を調理できる施設としており、鞍手中学校生徒教職員も併せて調理して、中学校分は配食する予定にしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） それでは次の質問に移らせていただきます。統合小学校の通学路の安全対策、この件につきましては昨年12月議会におきまして質問いたしまして、教育長から新たに通学路となる道路への歩道の整備やスクールバスの運行範囲も含めて、今後PTAとの協議を行っていくと、そして最終的には基本設計段階で決定される校舎の配置や学校敷地への出入口の場所等を踏まえ通学路の安全確保の取組を進めていくという答弁を頂いておりました。そこでお尋ねしますが、その後、登校口までの通路の安全対策、これについて私ちょっと不安を覚えておりましたが、安全対策として現段階で考えられる具体的な対応案ございましたらお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 先ほども申し上げましたように、基本設計が行われておりませんので、現在案では登校口につきましては、現在の3か所を踏襲することを定めております。スクールバスを含む学校関係車両の増加が見込まれることから、歩車分離を徹底して児童の安全を確保していく計画にしております。また通学路につきましては、その多くが現在の剣南小学校児童及び鞍手中学校の生徒の通学路として歩道を整備していますが、剣北小学校区からの通学路については、新たに整備が必要となる箇所が生じますので、PTAとの協議を踏まえて安全確保の取組を進めていくことにしておるということで、前回と変わりはありません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 前回質問しました後、ある方から私に対してちょっとアドバイスがありましてね。あんたが言っていることは、陸橋を架ければ解決するんじゃないのという風なアドバイスがあったんです。信号機がないとか、見通しが悪いとか、そういうところを言っていたんですけど、それに対しても信号機をつけられないとか教育長の答弁もあったんですけど、陸橋架ければ解決するのではないかという風なアドバイス頂きましたが、そういうことは実現可能でしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 ただいまの陸橋の件につきましては、現段階で出来る。出来ない。と明言することはできません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非この案も検討していただきたいなと思っているところでありま

す。スクールバスの運行範囲等についてもこれからということでもございましたけれども、私最近考えるんですけど、これだけ温暖化が進行して外出を控えるようにと注意勧告が出されたり、屋外プールから室内プールへ転回しようというような学校が生まれたりするような状況であります。今日も、熱中症警戒アラートが出ておりました。こういう中で、スクールバスについても特に夏期のスクールバスの運行について、今までとは違った検討が必要なのではないかと思いますが、どうお考えでございましょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 スクールバスの運行計画につきましては、今後、剣北小学校でも実際には歩く距離が4キロ弱になるところ等々もありますので、十分検討していきながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非そういったことを注意深く心配りをして検討して決めていただけたらと思っております。

次に、統合小学校の学校給食の具体的取組についてお尋ねいたします。昨年の9月議会、ちょうど1年前になりますが、統合小学校の学校給食について質問いたしました。教育長からは、自校炊飯を実施し鞍手町産のお米を使用するなど、地場の食材の使用も可能になるような工夫をしていきたいと答弁頂きました。そこでお尋ねします。地場食材の使用について何か具体的な取組の計画などお持ちでしたらお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 これまでの議会答弁の中でお答えしてきましたとおり、地場食材の使用、地産地消への取組の課題としては大量の食材を安定して供給することが困難なことがあります。このため、現在の学校給食では食材費の高騰、不作などに関わらず安定して供給することができる福岡県学校給食会から多くの食材を調達しながら、一部地元で収穫される野菜をサングリーンより購入しております。この課題につきましては、小学校統合後も解決が難しいのではないかと考えておりますが、統合小学校の学校給食共同調理場では下地処理や自校炊飯設備を整備する予定であることから、地元食材を多く活用できるよう検討をしていくこととしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非、地産地消を鞍手町の農業振興と絡めて取り組むようなことをお願いしたいなと期待しておるわけでございます。

次に、昨年の12月議会では、私ではない他の議員さんが食育推進についての質問をされました。そのときに町長から、学校における食育の推進と地産地消などの取組も行われており、これからは地域の協力を得ながら続けていきたいという答弁がございました。

次は町長に聞きたいと思います。町長としましては、地産地消の取組についてどのような具体案をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 地産地消の取組につきましては、私自身も積極的に進めるべきだというふうには考えております。しかしながら、今教育長が答弁したとおり、なかなか難しいところもありますので、私自身と教育長とまたは学校関係者の方と協議しながら進めていくことになると思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） この地産地消の取組、これ全国にすばらしい取組がたくさんあるんですね。最近といいますか2012年に始まった取組としては、千葉県のいすみ市の取組がありまして、ここでは2012年に副町長が会長・JAの組合長が副会長となられまして、市役所の農林課で協議会を立ち上げられまして、市を挙げて全量オーガニック米の学校給食の実践と、これを取り組まれまして成功させられておりますね。今、全国から議員や行政担当者がたくさん視察にみえているという状況があるようです。また、有名な例としましては、今治市の自校方式地産地消型有機農業の実践、これはもう日本の中の先駆的なものとして評判が高いということでもあります。やっぱり是非そういったことも学びながら、やっぱり地域を挙げての農業振興と連携した豊かな学校給食の実践、そういったことを是非目指していただきたいと思うわけであります。また先ほちょっと後でということを行いましたけど、給食の形態も、現在やっておりますような各教室ごとの給食ではなくて、同じテーブルにいろんな学年の子どもを座らせて1つのファミリーのようなものをつくって、そこで上級生が下級生の面倒を見るとそういったような給食のタイプだとか、そういうことがなくてもランチルームを造ってそこでみんなが一緒に食事をすると、そういったような実践例もあります。そこで経験された校長先生の言葉として、自校式で調理された給食を全員で食べる環境は教師の給食指導の負担も少なく、生徒会や子ども達での運営で栄養あるものをしっかりと食べることで食育が進められると、こういったような校長先生もいらっしゃるようでございます。もう3年半ぐらいしかありませんけれども、是非研究を深めていただきまして、よりよい学校給食が鞍手町で行われますようお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に統合された小学校の跡地といいますか、跡施設の活用についてお尋ねしたいと思うのですが、今月のくらで広報には分散避難所として、鞍手南小学校含む6小学校が挙げられております。今年の夏は大変な異様な暑さが続いておりまして、九州の北部でも1946年の統計開始以来最高記録を更新しているという状況もあります。やっぱり地域によってはクーリングシェルの設置というようなことも進められているようですけれども、まだ跡地というのは早過ぎるんですけど、やっぱりこのクーリングシェルの開設という必要性が迫られていると、こういうことではないかと思うわけであります。やっぱりそういうクーリングシェルにしましても、遠くまで出かけるというなかなか高齢者の方とか大変であります。この分散避難所と同じように、地域の小学校を中心としたクーリングシェルの開設というようなことが望まれるのではないかと思います、クーリングシェルを小学校、さらには今後統合後の小学校跡施設、これに開設するというお考えはございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現時点では小学校跡地の活用方法については具体的に決まってはおりません

が、小学校統合の時期が決まりましたので避難所・投票所の在り方等を含め、町全体の公共施設の適正配置の検討を行っていくこととしております。ご質問にあるクーリングシェルの設置については、今後の公共施設の整備の際には必要な視点であると考えております。なお、現在中央公民館で大規模改修をしておりますが、暑さをしのぐ場所として活用できるように和室を改修しております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ほかにもいろんな設備が地域ごとの集会所みたいなのが、あるいは高齢者対策の施設が少しずつ進んだりしているからいいんです。やっぱりどっか遠いところに1か所あったのではなかなか使いにくいので、是非こういうものも利用して高齢者が今後この暑さに身の危険を感じなくていいような対策を是非していただきたいと思っております。

それでは最後の問題に移らせていただきます。コロナワクチンの接種についてお尋ねいたします。秋から65歳以上の高齢者と60歳から64歳で基礎疾患がある重症化率の高い人を対象に最大7,000円の自己負担を求めるコロナワクチンの定期接種が始まると聞いております。これにつきましては神奈川県海老名市では、新型コロナとインフルエンザの同時流行を予防するためとして、両方の接種の無料化を決めたというようなニュースも聞いております。また近隣の遠賀町でも、自己負担を3,300円とするというようなことも聞いておりますが、お尋ねいたしますが町としての助成があると期待しておりますが、助成とその結果の自己負担額は幾らになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。現在、新型コロナウイルスワクチン接種について直方鞍手医師会と接種医療機関や委託料について調整しているところです。国より定期接種への移行期における激変緩和措置として1人当たり8,300円の費用補助があり、自己負担を差し引いた残りの金額については町の補助となっております。自己負担につきましては先ほど申しましたが、直方鞍手医師会と現在調整中となっており生活保護受給者の方については、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に自己負担は無料となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ということはまだ決まってないということですか。あの65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの基礎疾患のある方について決まってないんですかね。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。現在、調整中でまだ決まっておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非、近隣の遠賀町なんかでも3,300円と聞いておりますの

で、できるだけ多くの方が接種を受けやすい形に決めていただきたいと思います。この助成、もしあるとして、まだ決まってないそうですけども対象者。結局これはどうでしょうか65歳以上の高齢者と重症化リスクのある60歳から64歳までの方っていうのは、同じような取扱いになるのでしょうか。その対象者、それともし助成があるとして対象者数は何人ぐらいになるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。対象者につきましては先ほど議員のおっしゃるとおり65歳以上の方、それから60から64歳未満の方で心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方となっており、高齢者インフルエンザ予防接種と同じ対象者となっております。対象者数につきましては、令和6年8月末現在で65歳以上が5,947人となっております。60歳以上64歳未満の方の対象者数を把握するのは困難であります、高齢者インフルエンザの対象者数と同じと考えますと、例年5人程度となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） なるべく早く決めていただいて、安く受けやすくしていただきたいと思います。もし始めましたら接種期間はいつからいつまでとなるのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。令和6年度につきましては、令和6年10月1日から令和7年3月31日が接種期間となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 以上で質問を終わりますが、なるべく海老名市の場合、インフルエンザとの同時流行を予防するために無料にするというような例もあります。どうか鞍手町におきましても流行が深刻にならないように対策をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○的野信之議長 以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、11番議員 栗田美和議員の質問を許可します。

## 一般質問 ② 栗田美和議員

質問者：栗田美和議員

答弁者：町長、管財課長、まちづくり課長

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員）      ここに書いていますように未使用施設、今から各小学校についても今後未使用施設に位置付けられるものと思いますが、これについての質問をしたいと思います。現実的には、この問題についてはもう既に病院とか、はっきりしている役場とか跡地をどうするかっちゅうのは前々からの意見なり質問があっていたと思うんですけども、その方向性が一つも見えてない。先ほど小学校の跡地の利用について西藤議員のほうから話がありましたので、これにダブるようなことはあるかと思いますがね。これについて早急な考え方なりを出して行ってほしいと思います。小学校についてもあと3年ちょっとで新しい小学校ができるわけです。その時点を考えてみたら、もう今の時点からこういうのは、次をどうするかっちゅうのは提案なり話を町長のほうからしていただかないと、なかなか思い切った取組っていうかできないんだろうと思っております。町長の任期も失礼ながらあと2年で終わるわけですけどね。これについては知りながら、もうはっきりした時点でどんどん新しい提案をしていきよかと、極端なこと言うたら、無責任じゃないかと言われる人も出てくるんじゃないか。みんながみんな言うわけじゃないでしょうけども、そういう見方もあるんじゃないかなというふうに考えております。まず決算資料の331ページに町の持っているこういう面積っていうのは分かっています。それはいいんですけども、具体的にさっき言った小学校が統合をされた後のこの未使用施設は現在どれぐらいなっているのか教えてほしいと思います。

○的野信之議長      町長。

○岡崎邦博町長      この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長      管財課長。

○石田正樹管財課長      お答えいたします。現時点で具体的な活用がされてない施設につきましては、旧長谷別館、それから旧鞍手北中学校の校舎及び旧くらで病院の3施設です。なお旧豊翔館につきましては警察犬の訓練など福岡県警に一時使用許可を出しておりますが、それを含めると4施設となります。また今後、利活用検討の対象となる施設につきましては、前述の4施設を含め、総合福祉センターの現勤労者ふれあい等を除く全ての施設、小学校統合後に残る5小学校、給食センター、学童クラブといった教育関係施設となります。それから役場の庁舎についても同じく検討の対象となる施設となります。今後の利活用や処分につきましては、先ほど西藤議員への答弁にもありましたけども、小学校統合の時期が具体的に決まりましたので、避難所それから投票所等の在り方の検討を進めまして、町全体の公共施設の適正配置の検討を行ってまいりたいと考えております。その中で利活用や処分を行う施設、残す施設と残さない施設というのを確定させまして利活用の担当課管財課になりますけれども、としましては順次手続を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長      栗田議員。

○11番（栗田美和議員）      大体考え方分かったんですけどね。先ほどから申しますように、もうそのときになってバタバタしてもなかなかできないんですよ。こういう処分にしても利用にしても、だから今のうちから小学校が3年半後に出来上がると言いますけども、もう出来上がるんだけ



ども、その前もって今ぐらいから取り組んで遅くはないというふうに思っております。鞍手あたりはちょうど役場からこのL字ラインでコンパクトシティの見本みたいなことを言われて地区の利用は盛んになっていますけども、周囲についてはなかなか小学校が統合された後あんなところになおさら使いにくくなってくるんだらうと思います。さっき西藤さんが言われたように、そういう暑さを避けるためにシェルターをつくったらどうかとか、そういう提案もあるかと思いますがでもなかなかそれについては全部入るわけじゃないから非常に難しいんだらうと思いますけども、できるだけ早めにこれは整理をしていかないと、そのときにバタバタと言われても、なかなかできにくいことだらうと思います。町長のほうから、もうさっき西藤さんのお答えが一部ありましたけどもですね、これについては町長のリーダーシップを持って、これに対応していただきたいと思っております、町長のお答えをもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど担当課が答弁しましたように、統合小学校跡地だけでなく、鞍手北中、豊翔館といった旧教育施設や、総合福祉センター、旧くらて病院などの大規模な施設について、今後、処分を含めた利活用を図っていく必要があります。一言で利活用と申しましても、施設をそのままの形で活用頂ける場合と、施設の利活用や処分のために改修費用や解体費用が必要になる場合とがありますが、大半の施設では後者であることが想定され、この場合は少なからず財源が必要となってきますので、私としても今後の計画にあたり、それが大きな課題であると感じているところです。繰り返しの答弁となりますが、ご質問の統合後の小学校跡地につきましては、現時点では具体的な計画はありませんが、まずは避難所・投票所の在り方等を含め、町全体の公共施設の適正配置の検討を行った上で、個別、具体的な計画を立てていきたいと考えております。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 町長のお考え方は分かりました。でもできるだけ早めに整理しよかないと絶対これ間に合わないと思いますよ。福祉会館というか福祉センターについては、有働議員が前から言っているように、します。します。って言いながら全然進んでないでしょう。ああいうところも含めた上で跡地利用っていうか、未使用施設については早くから取り組んでいかんと、本当に難しいことになるんじゃないかなというふうに考えております。それを希望いたします。

続きまして、2番目に入ります。地域おこし協力事業についてです。これについては平成5年の事業の提案されたときには、これについては駄目だ。ある議員は直方市で採用されたけど、2、3か月でやめてしまったと。その原因あたりは調べていかないかなだらうと思いますけども、そういうことで、あれについては否定はされましたけども、また6年度の事業予算にまた上げられてこれについては、議案として通過しておるわけです。私もこの地域おこし事業の協力隊については賛成しておりますので、これについては進めていっていただきたいと思っているんですけども。現実的にはもうここ4か月、5か月になりますけど、まだ全然、気をつけて見ているけど、表に出てくるような状況じゃないんですよ。ホームページ見ますと6月の3日か4日の町のホームページにはこれについての提案っていうか、募集っていうかそういうのが上がっておりますけども。その後の動

きです。町長が思っていた気持ちよりも全然そのあとに人が隊員が募集されてない。もしかしたらそのあと手挙げられて、そこで直接面接をされてこの方は駄目だということで、切っているのかどうかわかりませんが、そここのところの説明をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましてはまず担当課長から答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。地域おこし協力隊につきましては、本年4月下旬から5月末までを期限といたしまして募集をしておりましたが、応募がございませんでした。先ほど議員が言われましたように、6月に再度この募集要項の一部を改めまして随時応募できる方式に切替えた上で改めて現在も募集を行っているところです。ただし現在も応募は来ておりません。以上です。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） そういう状況であるなら、なおさら相手側からの積極アプローチとかそういうのはできないけども、そういうふうなホームページをどんどんどんどん新しくいろんな情報を入れることによって、今まで来てなかった人たちが手を挙げるつちゅう状況が出てくるならば、もっと積極的に広報の担当なり課長あたりは、町長もそここのところの指示をして町長が外からのエネルギーをいかに持ってきて活性化させるかという発想ですので、そここのところを早急にやってほしいと思います。これから半年ありますからね。この間に少なくともゼロであったということのないように進めてほしい。もし仮にこれはわかりませんが、これ今年が募集しても誰も来なかったという場合は、来年も続けるのかどうか、そここのところをお聞かせください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募集につきましては、ホームページなどの電子媒体関係では鞍手町移住交流推進機構・ふるさと回帰支援センター・福岡県移住定住ポータルサイト、福がお〜くらし、それぞれのホームページで募集しております。また鞍手町のフェイスブックでも募集しております。その他紙媒体の募集としては鞍手町役場のほか、東京にありますふるさと回帰支援センター、福岡市天神エルガーラにあります福岡よかこ移住相談センターにおいて、募集チラシや募集要項などの必要書類を配布しております。しかしながら、先ほど課長が答弁しましたように、今のところまだ応募は来ておりません。今私が思うところではありますが、今回の募集については、やはりまだ初めてだったということもあり、経験ないところでもあった上で、私なりに今のところ考えているところとしては、募集目的をはっきり相手側に伝わっていないのではないかと、またはどんな活動をすればよいのかがわかりづらかったのではないかと。また募集要項が本当に魅力的だったかどうかとか、また受入れ体制がはっきりしていないなどが考えられます。いずれにしても、今年度募集がなければ詳細に分析し、次年度については募集要項そのものについても工夫をして募集をしていきたいというふうに考えております。と同時に募集がない場合は、募集のアドバイザーという派遣制度もあります。そういったものも活用するとかいうことも考えられますし、募集事務については、上

限300万円までの上限がありますが、今回は40数万円しか使っていないということもあります。いずれにしても、いろいろなことを分析しながら次年度についても、先ほど栗田議員が言われたように、地域の活性化については、地域おこし協力隊を活用しやっぱり町外からの方を起爆剤として、鞍手町の新たなまちづくりに加わって頂きたいというふうには考えております。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 町長のほうから具体的にいろいろこういう方策もある、こういう方策もあるってことを言われていますけども、もう4月から以降、この半年たってまだ全然上がってない中で、これを分析して次に生かしたいって言われていますけども、もうそういうのやっとなかないかんことじゃないかなと私は思います。だからこれはちょっと町長の気持ちとはちょっとずれているんじゃないかな。仕事の進捗状況がね。だから、そのところは町長が今から先ほども言葉を出しましたけど、リーダーシップをとって整理をし進めていってほしいと思います。あと半年間ありますので、具体的にそれが出てるだろうということを期待しまして質問を終わります。

○的野信之議長 以上で栗田義一議員の質問を終わります。

次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

#### 一般質問 ③ 田中二三輝議員

質問者：田中二三輝議員

答弁者：町長、まちづくり課長

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 2番。まず一般質問に入ります前に、この歴史ある議事堂で残すところ定例会があと2回という時期になりました。新庁舎移転後は配信等も予定されていることから、そういったことを意識した一般質問になるよう頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本日は2つの項目を一般質問のテーマとして挙げております。1つ目の自治会への現状と今後について、2つ目がじん芥処理施設組合の事務の関係について質問を予定しております。

最初に、自治会の現状と今後についてという内容で通告に従って一般質問を行ってまいります。自治会の存在意義や、昨年9月定例会で質問があった町民に対する情報発信に関する検討結果を確認して、自治体加入者が抱える不満等の解消に繋げることができればという思いで質問を行ってまいります。自治会の歴史は戦後の日本の地域自治制度の発展と共に始まり、地域の住民が地域自治体と連携することで地域の課題や要望を解消するために設立され、その役割は地域の行政に対する意見や要望を伝える場として役割を果たしております。また地域の福祉活動や社会事業の支援、地域のイベントの企画運営なども行っておられます。自治会は、自治体との連携が重要であり、自治会の活動、地域の住民だけではなく行政や地域の企業団体との協力も必要であるというふうに言わ

れております。自治会の存在意義については、このように解説が行われているわけですが、しかしながら、全国的に自治会の加入率低下、そして自治会会員の高齢化に伴う地域コミュニティの希薄化ということが話題となって、随分と時間が経過をしておるところでございます。昨年9月定例会での一般質問で話題となりました鞍手町文書配布業務について、全戸配布に関する検討結果を行うという答弁がありましたので、最初にその検討結果を確認したいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 啓発物の全戸配布につきましては、今年3月の定例会の中で説明をし、繰り返しとなりますが、昨年10月の各自治会長を対象とした実施アンケート調査を実施させていただきました。その中で広報紙等の配布業務について、配布業務が負担になっていないか。どのような配布方法が望ましいか等の調査をさせていただきました。この結果では、現時点で負担を感じていないが全体の84.3%、現状の配分方法で良いが全体の60.7%を占める結果となりました。頂いたコメントとしては、スマートフォン等が高齢者にも普及しているので、デジタル化にすべきやペーパーレス化に取り組むべきなどの声がある一方で、配布業務があることによって会話が生まれ、現状ではコミュニケーションツールになっているとの声も頂いております。現在の区の加入率からすれば全戸配布の必要性も感じますが、区からの意見も重要であり、今後の行政サービスのデジタル化への移行等を踏まえ、どのような情報発信が最適なのか、引き続き慎重に検討を続けていく必要があると考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) まず配布に負担を感じていないが84.3%。現状の配布方法で良いが60.7ですかね。そういうアンケート結果だとおっしゃいますけど、これはあくまでも区又は自治会の会長が答弁したアンケートだろうと思う。そういったものの内容っていうのはもちろん重要性があるというのは十分理解できますけど、これは自治会の会長等の答弁というのは、その守備範囲は、あくまでも自治会員ですよ。自治会に加入している方に対しての配布の状況がどうのっていうのが大きな意識をされているところであって、その方々への配布が負担を感じてないっていうふうに解するべきだと思います。加入率を見るともう50%切って40数%になっているわけですから、行政は町民全体若しくは鞍手町に住んでいらっしゃる住民全世帯に対する配布を考えなきゃいけない。これが行政の立場というふうに思います。したがって、現状の配布方法を暫くやりながら新たなことを検討するっていうふうにも今の答弁を受け止められますけど、できれば数年前まであった駐在員って方の制度。これたしか今はもう無いと思いますけど。この制度は、駐在員は地域全体の世話をする。世話っていう表現でいいのかわかんないけど、世話をするために町から委嘱を受けて、その地域全体を見る。区長や自治会長との立場というのは明らかに違う。この制度があればその方に配布をお願いすれば全戸配布に繋がる。しかしながら残念ながら今はその制度がない以上、全戸配布をやはり目途としているのであれば、数年前に全戸配布に対する職員間でのアンケート等が行われたんじゃないですか。私そのように聞いていますけど。これを、やはりその結果をもう一度きちんと解析しながら、もしくはそういったことが行われていないのなら、各課の

課長なりが集まって全戸配布への方策等をやはり検討しながら、業者委託をすべきじゃないかなと私は強く感じております。なぜこの1年たってもまだ業者配布をしないのか、経費の問題とかいろいろあるのかなとは思いますが、この件について、もう少し具体的な答えをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 文書配布業務につきましては自治会未加入者への配布や自治会役員の負担軽減を目的として、令和3年度から業者委託による全戸配布を検討してまいりましたが、昨年10月、先ほども答弁しましたように、10月に実施した自治会アンケート調査の結果及び全戸配布を行う場合の財源措置や、今後の行政サービスのデジタル化への移行等を踏まえ、どのような情報発信が最適なのか、今後も引き続き検討していく必要があると考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 文書配布。いわゆる町からの町民に対する情報提供といった大きな意味合いがありますので、できるだけ早急に全戸配布するための方針、方策。これは、しっかりと検討した中で早急に答えを出すべきだというふうに考えております。町長もその決意のほどをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたようにこのデジタル化の中で、今後も紙媒体による全戸配布ということが必要なのかどうか、これも含めて検討する必要があると思いますので、先ほども答弁しましたように引き続き検討を進めていきたいと思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 検討を引き続きされるのは結構でございますので、できるだけ早く、その答えと方向性を出していただきたい。こういうことを申し添えておきます。文書配布につきましては、区長・組長さん。それから会長さんもそうなのかな。報奨金等が払われていると思いますが、その報償金を払う対象者・対象規模というか、それはどのようになっているのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。文書配布の区長・組長に対する報奨金につきましては、鞍手町自治会等助成金及び自治会長等報奨金交付規則に基づきお支払いをさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうなるとこの報償金支払い対象の要件は、何か件数とか何かそういうのありますか。もしあれば教えてください。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。まず区長には平等割の16万3,000円に

当該区1世帯当たり480円に加入世帯数を乗じて得た額、組長さんには平等割3万2,600円に当該組1世帯当たり660円に加入世帯数を乗じて得た額を支給しております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そういった報償金の関係等もあってね、もし現状の配布方法等を大きく変えるといったことになる、そこら辺の自治会若しくは区なりの運営等に大きな資金的な負担がかかるのかな。入ってこないこともありますので、先ほど業者配布・業者依頼・委託が良いんじゃないかと申し上げましたけども、そういったものがあるのであれば、加入している、してないは別にして、全戸配布をその方々にお願いするとかいうようなことも検討の1つじゃないかなと思います。区なり自治会に入のお金が多く入ってくるっていう形もなって、町からの助成額の増額っていう形も表現的には違うけども、意味合い的には違うけど結果としてはそのような形になるんじゃないというようなことも思いますので、ぜひそういったことも含めて今後検討して頂きたいと思いますし、いずれにしろ20世帯程度ないと配布対象にならない。こういうことは確認をさせていただいたというふうに整理をしておきたいと思います。

それから、次の自治会未加入者の方がね、これ利益を得ているんじゃないかっていうふうに、よく話を聞きます。自治会はその地域に住む住民の方が、地域の防犯や防災更には清掃活動を祭りなどの各種イベント等に、地域の交流活動を通じて地域の活性化を目指して構成されている。失礼。未加入者の関係なんですけども、これ、未加入者が利益を得ている、要するに会費を払わなくてもいいのかとか、街灯の問題とかもいろいろあると思うんですが、何かこれに関して、町が把握しているようなことがあれば、ちょっと紹介をしていただきたいんだけど。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど田中議員も言われましたように、自治会はその地域に住む住民の方が地域の防犯や防災、清掃活動、お祭りなどの各種イベント等、地域の交流活動を通じて地域活性化を目的として構成される任意団体であり、加入するかしないかは個人の判断に委ねられております。自治会に加入することにより、会費の負担が発生する、役員の業務の負担が大きいなどの声を頂くこともあり、地域によっては自治会未加入者に対する防犯灯管理等の共益費の取扱いが課題になっているともお聞きをしておりますが、それぞれの地域において対応頂くようお願いをしているところです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 私も区のほうに加入しているんであれですけど、いくつかの募金が自治会を通じて行政のほうから、これ依頼なのかな。何かちょっとその流れは私つかんではないんですけど、募金というのはあくまでもその個人募金、個人がその募金の趣旨を理解して賛同して行うものだというふうに考えておりますけども、中には強制的に取られている。自治会に入っていれば強制的にとられているっていうふうに感じ取っていらっしゃる方もいるというふうに聞いています。この辺は、まずその募金をどのように依頼しているのかちょっとその辺も教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募金につきましては、各区や組によって考え方がまちまちであるため、各区がどのように受け止めているかは町としては把握をしておりません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 自治会加入者が損をして、未加入者が得があるということは、これあってはならないことだというふうに思います。したがってそのような、どうしたらそういったことの加入者がそういったことを感じないのかっていう方策っていうのはね、やはり行政としては検討すべきじゃないかなというふうに考えますけど、答弁よろしくをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどもお答えしましたように募金はいくらでも任意によって行われるものだというふうに思っております。したがって区または組においても、どのような考えによって募金を集めているのかっていうのは町としては、こうしなさい。ああしなさい。ということも当然ながらああいうこともできませんし、各区各組によって考え方もまちまちでもありますので、それは各区組にお任せしたいというふうにも思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） なかなか難しいところ、任意団体であるってこと私も後ほど述べますが、理解はしているつもりなんですけど。通告書でいきますと、最後の質問項目に移りますが、自治会地域内の公園の管理、これについてちょっといろいろとご相談を受けているんですが、この管理が今どのようになっているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 自治会地域内における公園等については地域住民の方が利用するものであり、その地域の自治会活動において維持管理をしていただくものと認識をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 自治会の敷地内の公園、よく見かけるのが大きな団地の一角にある公園等についての管理なんですけど、これその敷地自身は町の敷地で、町名義なのかどうなのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 自治会区域内である公園の所有者につきましては、基本的には自治会となっておりますが、団地造成に伴い町名義となっている公園もございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 団地造成の関係で町名義になっているとなればね、その管理は当然その町が行うべきであって、地域住民に、ましてや自治会にこんだけ高齢化が進んでいる自治会に対して公園の管理っていうのをお願いしているっていうことが、かなり無理があるんじゃないかな公園の管理自体が。管理作業・除草とか色々あると思うんですが、そこの考え方っていうのをもうちょっと詳しくをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長　町が維持管理を行う公園は基本的には都市公園と位置付けられているものになります。先ほどの答弁と重複いたしますが、自治会区域内における公園等については地域住民の方が利用するものであり、その地域の自治会活動において維持管理をしていただくものと認識をしております。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　自治会内にある公園の維持管理っていうことが、自治会自身の抱えるこの問題、高齢化が進んで役員の成り手が少なくて加入者の増加につながらない。ここに全て繋がっている、一部繋がっているというふうにも受け止められるんですよね。大きな問題点だと思います。町名義の敷地であればね、当然それは都市公園は町がやるけども、その他の公園については地域内にある公園との位置付けで、名義云々はさておき自治体にこの管理を依頼しているということとは非常に自治体に対する負担増になっているんじゃないかな。逆に自治会への加入者の減少に繋がるんじゃないかなっていうふうにも受け止められます。したがって自治会の負担軽減をやはり十分考慮するように改善すべきじゃないかなと思います。自治会が抱える課題、それだけが課題ではないと思いますけども、そういったものをしっかりと理解共有して解決の第一歩、これを踏み出す努力っていうのは続けていく必要があるだろうし、早急に答えを出す必要があるというふうに思います。当然自治会が抱える、自治会というものに対する法的根拠、これについてはその加入脱会、若しくは設立・解散に関してはね、最高裁の判例が示すとおり任意団体ですよ。それは十分に理解をしておりますけども、ここまで加入率の低下、そして自治会の運営に関して、その活動内容が高齢化に伴う疲弊しているような状態であれば、なかなか町の活性化には繋がっていかないんじゃないかなと思います。自治会の活動が活発であれば地域の活性化が図られ、その活性化が図られることによって町の活性化に繋がるんじゃないかな。こういった発想のもと、ぜひ今申し上げました公園の管理の問題、自治会への負担軽減、そして全戸配布の問題、これはね引き続き検討するというふうに先ほど町長からの答弁ありましたけども、本当にね早急にやるべきだと思いますよ。答えを出すのを。まずしっかりと区長会のメンバーが自治会長の会長とのメンバーと同一かどうかちょっとまだ分かりませんが、そういったところの方々としっかりと話し合いを進めていきながら自治会の活性化に繋げて頂きたいというふうにも思いますし、まず日々のそういった自治会の会長の活動っていうのは本当に頭が下がるものがあると感じておりますけども、行政はその方々の相談窓口、若しくは相談業務、これを門戸を広く開いて町長始めとした町職員の方々の発想力、行動力、これに期待してこの問題についての一般質問は終わりますけれども、先ほど述べた点についてはね、しつこいようですが早急により良い回答を出していただきたいということを期待して次に進みたいと思います。議長すいません、次の質問に移る前にちょっと資料の整理をしますんで、一旦座ります。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　続いては、じん芥処理組合事務局への派遣職員についてです。宮若市及び鞍手郡2町で運営されているじん芥処理施設は経年等による老朽化と供用期間による整備計



画が進められているというふうに聞いております。このような重要な時期を迎え、確実な整備計画を履行し1市2町のゴミ処理事業がつつがなく履行されることを確認いたしたく、質問を行ってまいります。なお、このじん芥処理組合には独自の議会があります。私の質問内容がその境界を越えた質問とならないよう細心の注意を払いますけども、境界を越えた質問となった折には、適時ご指摘頂きたく議長をお願いをしておきます。

昨年の行政報告で整備推進室を設置すると。このときに宮若市より1名の職員を派遣する。また別の行政報告では、じん芥処理施設組合事務局は2係とする旨の報告があり、構成団体である1市2町からそれぞれ、1名の職員を派遣するという報告を受けております。このような状況下で、本年4月1日付で鞍手町から派遣された職員の方が退職するというふうに聞いておりますが、まず事実でしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当該職員からは7月31日に退職願が提出され、退職したい旨の話があり受理をいたしました。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長。ちょっともう一度確認したいんですが、4月ですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 7月。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 7月。失礼しました。まず派遣職員っていうのは、まずこれ鞍手町の代表として派遣されているというふうに私は思います。職員の方が7月末で退職の意向が出た。現在、まあいつ退職されるか分かりませんが、現時点も出勤はされているんですよね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現在、有給休暇をとっております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうしますと現時点においては、鞍手町からの派遣職員がじん芥処理施設組合事務局のほうにはいないという形になると思うんですけど、宮若市さんからは2名、小竹町さんからは1名の職員の方が派遣がこれ継続しているんですよね。そのような状況下の中で、なぜ、鞍手町から派遣できていないっていうのは、これはどういうことなんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの答弁を補足しますと8月31日付で鞍手町のほうに派遣を解いてこちらのほうに席を戻しており、現在は有給休暇中であります。今言いましたように、現在、鞍手町からの派遣職員はじん芥処理施設組合の中にはおりません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 派遣解除っていう形になっているのかなとは思いますが、これ派遣解除となればね、さっき今町長がおっしゃいますように、鞍手町から派遣されていないんですよね

職員が。当初の約束を履行してないっていう形になるんじゃないかなと思いますけど。これ7月末で退職の意向があった。8月31日で派遣を解除した。この1か月の間に次の派遣職員の方を決めて、派遣職員の入れ替え、別の方を派遣する。こういった時間が十分あるというふうに考えますけど、なぜその今派遣職員がいない状態というふうになっているのかお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 交代職員につきましては、現在検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 現在検討中っておっしゃいますけども、なぜ8月中にそれを検討して、9月1日付で別の職員の方を派遣する、なぜこれができなかったのかを聞いているんです。もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一般職員の人事については、議決要件ではありませんので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） もちろんね、人事案件については、町長の権限の中にあるというのはしっかりとこっちも理解していますよ。でも私は、なぜ次の職員の方を派遣しなかったんですか。あなたは先ほど、別の派遣の職員については検討していますっておっしゃいましたよね。検討していますっていう答えのときに、これ以上の答えはしませんと言うべきじゃないですか。答えが矛盾しているでしょうが。まだ終わってないよ。いいですか、鞍手町の派遣される職員って方は、鞍手町の職員を代表してじん芥処理施設組合へ派遣するんでしょう。まずね。その代表なんだからしっかりした職員の方をまず派遣する。派遣した職員の方がお辞めになる。もうこれはもう個人的な理由だからしょうがないんですよ。派遣を切る、派遣を解除する、これもいいですよ。じゃあ間髪入れずに、派遣職員を交代させるという、これは義務でしょう。違いますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現在検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 時間もあと残すところ7分でございますので、なかなかね、そこら辺をはっきりと答えていただけないと思いますけど、逆に、このじん芥処理施設組合への職員の派遣というのは行政報告でも受けています。しっかりとした約束事の中で、それぞれの1市2町構成団体から派遣をされてきていらっしゃると思います。派遣されていらっしゃる宮若市さんから2名、小竹町さんから1名、この方々が本来行う業務の内容以外に鞍手町から派遣した職員が行うべき業務を他の自治体の方から派遣されている職員の方に負担をしていただいている。こんな恥ずかしいことでいいんですか。鞍手町長としての責任として、間髪入れずに次の職員の方を派遣すべきじゃないんですか。それが、当然やるべきことだというふうに思いますけど、どうぞ。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 何度も答弁しておりますが、現在検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 非常に不誠実な答えだと思いますよ。いつまでに検討しますとかいう時間的なスパンも示さないし、これねこれ以上もう5分しかないんで、あれですけど、町長ね、このことは、まず1市2町の首長として、じん芥で話し合ったんでしょ。そういうふうに聞いていますけど。鞍手町は町長が約束したのにその約束を履行しない。こうなりますよ。そうすると非常に鞍手町にとっては信用失墜、もしくは信頼の失墜になって、県、国からそっぽ向かれますよ。そういうことをどう考えているんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一般職員の人事については、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 誰にせいとか彼にせいとか言っているんじゃないんですよ。できるだけ早くすべきだし、約束の履行というのはこれ子どもでも分かりますよ。ね。あなた町長でしょうが。鞍手町の町長としての責任というのはこれ発生するでしょう。そのために早く派遣職員を何で出さなかったのかって聞いているんです。最初に。これが人事に関することでこれ以上答弁しませんとか、検討中ですよって言うんやったら、いつ検討の答えが出るんですか。明日ですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 何度も答弁していますけど、まだ検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 7月31日付けで出たんでしょ。そうすると、次に何をしなきゃいけないかっていうのはもう分かりますよね。何でそんなに時間かかるんですか。まさかこれ、来年度の4月1日でもいいとか考えていませんよね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 まずは慰留に努めました。なぜこの職員を出したかっていうのは、要するにこのじん芥処理については非常に詳しい職員でもありました。この職員以外にないということからこの職員を出して慰留を努めました。それにはかなりの時間を必要としましたが、残念ながら本人の意思がかたく受理をすることになりました。それについての時間がかかったわけです。その後については、今検討中でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 何で最初にそれを言ってもらえないですか。時間なくなっちゃって。何でそういうことをきちんと答弁の中に言ってくれないんですか。私は、派遣された職員の方が今そこに勤務していない。これの確認と次の職員の派遣を間髪入れずに行わなかった理由。これをただ単に町長の口から聞きたかっただけですよ。何も一般職の職員の人事だからどうのこうの、これ以上答えはありません。何でそうやって敵をつくりたがるんですか。お互い、あなたもこっち側におった人間でしょうが。こういったときにあなただったらどうしてますか。恐らく噛みついて

いると思いますよ。私以上にね。立場が変われば態度が変わるっていうことは、これあっちゃいかんですから、宮若市さん、小竹町さんに対しての誠意を示すために、1日も早く派遣職員を決めて、当初の予定どおり事務がきちっと遅滞なく履行できる体制をまずとってくださいね。これで処理施設が万が一うまく稼働しなかったらどうなるか想像しても分かるでしょう。鞍手町からのゴミ、宮若市からのゴミ、小竹町からのゴミ一切処理できなくなるんですよ。そういった事務の滞りがないようにしていくのはあなたの責任でしょうが。それを管理・監督して、実際に計画どおり履行できているねって確認するのは私どもの仕事ですよ。そこら辺を十分考えて、敵をつくることばっかり考えないで、少しは心を開いて良い答えちょうだいよって、そんなかわいらしい態度とれないのかね。終わります。

○的野信之議長 以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時23分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時34分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。引き続き一般質問を行います。10番議員、有働徳仁議員の質問を許可します。

#### 一般質問 ④ 有働徳仁議員

質問者：有働徳仁議員

答弁者：町長、産業振興課長、管財課長、都市整備課長

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 10番。通告書に従い一般質問を行います。まず1つ目の質問です。鳥獣被害についてですが、農作物の被害が増えているようですが、被害状況は把握していますか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。本町の有害鳥獣による農作物の被害は、農業共済からの報告と農業者へのヒアリングにより被害額を積算し、毎年度県へ報告を行っております。令和5年度の被害額は1,821万7,000円となっております。直近3か年のうち、令和3年

度と令和5年度の被害額の比較ではマイナスの564万8,000円。率にして23.66%の減というふうになっております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 有害鳥獣被害が後を絶たないんですが、駆除に対する補助金の現状を教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。本町では、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、令和3年4月に鞍手町有害鳥獣駆除補助金交付要綱を制定し、県の補助金と合わせて交付を行っております。猪を例に申し上げますと、本町で猪成獣1頭を捕獲・駆除をした場合、令和2年度までは県からの7,000円が交付されておりましたが、令和3年度以降は県の7,000円と、町の補助金3,000円をプラスして計1万円を駆除者に交付をしておるところでございます。なお、鹿についても同額が交付されることになっております。また、本年度におきましては、県による猪の広域的な捕獲に取り組むこととしており、これによりまして先ほど例として申し上げました県の補助金7,000円が1万8,000円に増額され、町の補助金を合わせますと、猪成獣1頭当たり2万1,000円が交付されることとなります。ただし、これは県が指定する捕獲期間のみの適用とされるものであり、10月から12月までの3か月間のうち1週間程度の捕獲期間となっております。なお具体的な捕獲の期間につきましては現時点では県から示されておられません。以上でございます。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 県のほうが10月から12月、1週間で補助金をあげますと、それじゃ全然対応はできないんじゃないかなと思います。農作物によって生育期や収穫期は様々ですが、お米・ブドウ・家庭菜園などに対する被害が大きい6月から10月の間だけでも捕獲・駆除に対する町の補助金を増額するなど集中的な駆除対策を講じることはできないんですか。どうですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 有害鳥獣の捕獲・駆除については、直鞍猟友会に委託をし、銃器及び箱罠による捕獲を実施しております。また直鞍地域の2市2町で直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会を組織し連携して侵入防止柵の整備や捕獲機材等の購入など、国の有利な財源を活用しながら鳥獣被害防止策に取り組んでいます。町の補助金の増額については直鞍猟友会に所属している各市町の駆除者や、2市2町の協議会との合意形成が必要となる部分がありますので対応することは難しいと考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 私が議員になっていろんな議員さん方もこの質問していますけど、対応します。さっきも田中議員がおっしゃっていましたがお答えは検討しますとか、そういった答えがちょっと多いんじゃないかなと思います。実際これ被害状況7月の朝6時半頃に被害状況現場

見に行きました。2回ほど見に行きました。桃やブドウの袋が100枚から200枚ほど落ちていました。1面は真っ白です。で、これが農家さんに聞いたら毎日続くと。それと8月に田んぼがミステリーサークルになっているのも見に行きました。現場に。そういったのも踏まえて町長こういう状況・現場見に行ったことあるんですかお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私が直接現場に行って確認したことはございません。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) そしたら誰がこの現場を、被害状況を見に行ったのか教えてください。誰も行ってないんですかね。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。鳥獣害の被害につきましては先ほど答弁いたしましたとおり、農業共済からの面積の報告、それと果樹につきましては、農業者からのヒアリングによって被害額を積算しております。以上でございます。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) この被害。ほかにも農業だけじゃなくていろんな建設だったら何かいろいろ職業やられている方いらっしゃいますけど、この被害状況という現場。現場を見に行かないと情報だけでは分からないと思うんですけど、今後、何かこう被害があった、災害があったとかいうときに町長はその現場を見に行こうとは思わないのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私自身は、どういう災害を想定されているか分かりませんが、災害が発生したときに、なるべく速やかに現場については確認をしたいというふうには思いますが、危険の伴う場合においては職員についてもそうですが、二次被害がないように心がけていくということは原則だろうというふうに考えております。いずれにしましてもどういう被害があるかっていうのは現場に行って確認することは必要かなというふうには思っています。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 猪が突進してきたりとかしたら人間はちょっと太刀打ちできないので、今後、被害状況を町長なり、課長なり、職員さんで、そういうのを現場にぜひ見に行っていたきたいなと思います。

次に、新延小学校付近の歩道で猪が目撃されているようですが、どのような対応するのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども答弁したとおり有害鳥獣の捕獲・駆除については、直鞍猟友会に委託をし銃器及び箱罠による捕獲を実施しております。しかし住宅街での捕獲・駆除に対応することは難しく、特に銃器の使用は地域住民等に危険が及ぶことから、現時点では有効な手段が見いだせない状況です。そのようなことから、現状としては猪等が生息すると思われる地域を中心にこれまで

の銃器や箱罾による取組を継続し、猟友会との連携を図りながら地道に捕獲をしていきたいと考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 新延小学校の歩道で朝、この間は親子連れで歩道付近を渡っていたと。朝方7時から9時ぐらいで数件そういったお話を聞いていますので、今後、鞍手町として早急な対応をしていただきたいと思います。

次の質問にまいります。現在の対策、また今後の対策で何か考えはあるのか。町長に聞きたいんですが、農業は鞍手町の基幹産業ですか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 農業という一次産業につきましては鞍手町の基幹産業であるというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 町長は鞍手町の基幹産業と考えているということですね。現在、箱罾の設置数。それから新たに増やす台数、この地区の銃猟者の人数が分かりましたら教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。まず町内全域の箱罾の設置数でございますが、66台を設置しております。そして令和6年度、今年度でございますが箱罾を5台購入予定としております。そして各地区の銃猟者、捕獲者ということでよろしいかと思いますが、それについてはすいません今手元の資料ではちょっとお答えが難しい。現在のこれは令和6年度の今の状況でございますが、各地区をまたがって、お1人の方が罾を張ったり仕掛けたりされておりますので、どの地区に何名いらっしゃるかっていうのが今すぐちょっとお答えできませんので、後ほど議会を通じてお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） これ提案なんですけど、先ほど栗田議員が地域おこし協力隊のお話をされていたと思うんですが、今、女性の方で女性ハンターといって、インフルエンサーの方たちが数名いらっしゃいます。あくまでも提案なんですけど、こういった方を地域おこし協力隊の皆さんにお声かけして、そういったハンターの方、イコールインフルエンサーなので、鞍手町のアピールもすごくしてくれると思います。SNSで人気がある方たちが結構いらっしゃるの。それと女性の方たちに狩りをしてもらおう。猟友会との連携もあると思うんですけど、そういったのをどうなのかなと思いますけど、町長どう考えますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 町在住の女性ハンターは2名いらっしゃいます。今、有働議員からの提案といえますか地域おこし協力隊の方を募集する際に女性ハンターを募集したらどうかというようなご提案だというふうに思いますが、これは、ちょっとどこの地域かちょっと覚えていませんが、そうい

う、地域おこし協力隊として女性ハンターを募集し、そこで狩り行ってジビエ料理で店を開いて、出しているというようなことがあるところもあるように聞いています。地域おこし協力隊を募集する際の提案としては可能かどうか分かりませんが面白いかなというふうに私自身は思います。ただ、直鞍猟友会の関係もいろいろありますので、その辺組織との兼ね合いもあるというふうに思います。その辺がクリアできるかどうかという問題はあるかなとは思っています。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 町長がお酒を推進していると思うんですけど、いろんな農家さんの被害状況を現場見に行かしてもらったり、被害状況を聞いている中で、お酒の酒米も猪の餌食になる可能性もあります。僕知らなかったんですが、猪が荒らした場所というのは獣くさいお米ができると。そういったことを将来のことを見据えて、お酒を町長推進していますし、鞍手町として、基幹産業っておっしゃるのであれば、本気に取り組んでいってほしいなと思うんですが、そういったことを踏まえて町長この鳥獣問題、いろいろ課題はあると思いますけど、本気で取り組む気持ちはありますでしょうか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この鳥獣問題ではなかなか答えが見だしにくい問題でもありますし、これは鞍手町に限ったところではありません。もちろん全国的にもあるわけですし九州には熊は出てきませんけども、熊が出るところはもう人家に直接熊が入ったりというようなことで、ケガをされる、または人命に関わるようなことも起こっているというふうに報道等では行われております。そういった意味でこの鳥獣被害について、どのような対策が最善の効果があるのかについてということについても、なかなか答えを見だしにくいというところがあります。しかしながら農産物の被害がありますので、これについても先ほど回答しておりますが、1つはやはり直鞍猟友会の方にお願ひし捕獲をしていくと同時に、やはり耕作地に猪等が入らないような政策をまた地道に行っていく、こういった地道な活動によって被害を少なくしていくことが最善であるのではないかなというふうに思います。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 農家さんは猪が1匹でも2匹でも減ってくればかなりの被害が抑えられると。町長も、鞍手町の基幹産業として農業あげています。うちの鞍手町役場の玄関でも、今度、テレビ放送される、ふるさとWishでしたっけ、KBCで放送される番組のポスターも見ただけいたら分かると思うんですけど、田んぼの風景だったり、ぶどうの写真だったり、長谷観音の像だったり、鞍手駅前もそうなんですけど、そうやって鞍手町のメインとなる中の1つが農業というところがあるので、今後、本当に早急な対応策を考えていただきたいなと思います。

次の質問にまいります。鞍手町が所有する施設についてお伺いします。くらて病院の跡地の現状はどうなっていますか、教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件については担当課長に答弁させます。



○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。現在、介護老人保健施設鞍寿の里は引き続き運営をしておりますが、その他の旧くらて病院の土地建物については未活用の状態でございます。旧病院施設群を大きく区分しますと、病院本館及び老健施設がある中央部分、それから北側の宿舎部分、それから町道を挟んだ西側及び南側の駐車場部分となっており、老健施設の運営に必要な面積を除きますと、土地面積約1万6千㎡、建物面積約9千㎡が利活用の対象となります。しかしながら以前の一般質問の際にもお答えをしておりますけれども、当該土地につきましては、過去に建設工事の影響で石炭の層に引火をし、医療の提供に支障を来した経緯がございまして、住宅地が密集している当該土地の性質上、杭施工を要するような大規模な構造物建設は好ましくないと考えられますことから、建物をそのままの形で活用していただくほかは住宅用地としての売却や公園化といった方法以外は難しいのではないかと担当課のほうでは考えております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 具体的な動きはあるのか教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。旧病院施設の利活用を検討していくに当たりまして、大きな課題となりますのが、病院建物自体の解体であります。担当課が管財課のほうで試算をしました大まかな概算ではありますが、5億から6億円程度の費用を要すると見込んでおります。現在の過疎対策事業債には解体を単独で実施できるメニューがないため、公園化するか、その他一般の起債で解体する方法しかありませんので、現状として本館部分については、なかなか手をつけづらい状況でございます。なお、現在、病院との事務レベルの協議ではありますが、先ほど言いました病院本館部分、それから老健施設の運営に必要な部分以外の北側の宿舎部分、それから西側駐車場が下段と上段とありますが、そちらの上段の部分、それから南側の駐車場については先行して売却していったらどうかという話をしているところでございます。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 次の質問に参ります。また今後についての鞍手町との取り決めはあるのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 地方独立行政法人法第42条の2の規定では、不要財産は町に返還されることとなりますが、その返還方法等についてくらて病院と町とで交わした取り決めはありません。建物解体という大きな課題があるため、なかなか前に進んでいない状況がありますので、担当課長の答弁にありましたように、北側の宿舎部分、西側駐車場の上段部分及び南側駐車場部分の先行売却も手段の一つかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、建物解体の実施是非を含め、一部負担を含めた当該財産の返還等の方法について、くらて病院側と協議を行ってまいりますので、少しお時間を頂ければと思います。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 先ほど町長のほうは少しお時間を頂ければとおっしゃったので、前向きな回答を頂いたと認識しておきます。で、先ほども課長かな、答弁された宿舎部分や駐車場など早急に手をつけられる部分は一気にその病院を壊して解体してどうだっていうのはなかなか難しいと思うので宿舎部分だったり、駐車場部分、今からもうすぐ手をつけられるよというところを早急に対応していただきたいなと思います。いろんな議員さんが質問されていますけど病院だけの問題じゃないです。いろんな場所、これからどんどん増えていきます。後回し後回しにしていたら多分手詰まりになってしまうので、まずは手をつけられる箇所から、予算の関係もあると思うんですけど、そこからどんどんどんどんやっていかないと、もう今ずっと山積みになっている状況になっているんじゃないかなと思っているので、ここは早い段階で動けるんじゃないかなと思いますので、前向きに検討していただければなと思います。

次の質問まいります。鞍手インターチェンジ隣接地の開発についてお伺いします。今後についての具体的な話はあるのかをお伺いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。現在の状況となりますが、本開発は鞍手開発合同会社が、平成30年に福岡県より開発許可を受け造成工事を行ってまいりました。その後、令和4年12月に株式会社新恒基センチュリー開発が地位を承継し、令和6年2月に開発行為の変更を出しております。事業用の倉庫及び店舗の建設を予定して、現在、造成工事に着手し、現在は水路、調整池等の施工を行っている段階でございます。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 前回この質問をした際に3千㎡程度の店舗が建つと聞いていました。その後、変更はないのでしょうか。それと3千㎡とはどの位の建物をイメージすればいいのか教えていただけたらなと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。開発当初から店舗の面積に若干の変更はありますが、計画自体大きく変わってはおりません。3千㎡と4千5百㎡程度の店舗が2箇所建つという予定となっております。規模感、大きさ的にはコンビニより若干大きく、スーパーマーケットとか、それぐらいの同等程度の敷地面積になるかと思います。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 6月なんですけど直方市のほうで、ある議員が6月議会で一般質問されたんですが、「鞍手町のインターチェンジの隣接地にデータセンターが来るという噂が上がっているが」という一般質問された議員がいました。鞍手町の隣接地にデータセンターが来るという話はあるんでしょうか。町長お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 開発許可は事業用の倉庫及び店舗となっております。民間開発ですので許可以外の内容をお答えすることはできません。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） そういう話があったら、進んでいく状況になれば教えていただけるってことですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 進んでいるっていうか、あくまでもこれ民間開発なので、どのように工事が進んでいるのかとか、話が進んでいるのかとかいうことは、なかなかこちらのほうでは把握もできていませんし、お答えをすることもできないというふうに考えておりますし、現在開発許可として出ているのは事業用の倉庫及び店舗というふうの開発の許可が出ておりますので、それ以上のお答えはできないということです。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 次の質問に移りますが、鞍手町として所有者として協議ができないのかと。今町長はあまりこう口が出せないっていう感じで言っていますが、これ開発地域に鞍手町の所有の土地があります。開発の同意をしていると思います。鞍手町は。この開発が前回も伺いましたんですが、平成30年に開発工事が着工され、いまだに造成工事も終わっていない状況です。町長としてこれどうお考えですか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 開発区域内に町有地を所有しているのは事実です。しかしながら開発事業者と協議は行うことはあっておりますけども、本開発はあくまで民間開発でありますので、現時点で許可以外の具体的な内容っていうことはお答えすることができないということです。先ほども答弁しましたとおりです。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） ここの開発なんですけど、相当な時間がかかっているんですけど、鞍手町在住の方以外も町外の方もあそこは何ができるんだと。もう皆さん多分、いろんな方から質問されることが相当あるんじゃないかなと思うんですけど、町長ここの民間企業の代表者とは何度か協議したことありますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この土地の所有権についても、いろいろと二転三転をしたり、現在はまた別の今の方に戻ったりと、いろいろとあの土地については今時間がかかっているというお話もありますが、こちらとしてもどの方がどのようにしていくかというのは今まで民間業者の開発でもありますので注目はしておりましたけども、そこに今業者と色々と協議をするということについては、許可その他のことについてお話をすることでもあります。したがって、実際に現在、地権者となっている方とはお話をすることはあります。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　これ先ほども言ったんですが、開発の同意は鞍手町として出していますよね。鞍手町として所有の土地もありますよね、これ町長自ら代表者の方に足を運んで協議してもいいんじゃないかなと思うんですけど、もう何年も何年もこれ経っている状況がこのまま続いていくのもどうかなと。鞍手町は同意出しているんですよ。町長自ら足運んでその方に会いに行ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺どうなんですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたように開発許可については、事業用の倉庫及び店舗というふうになっておりますので、そのことについて、こちらとしては開発されるんだろうなというふうには思っています。しかしながら、その方とも先ほどの例えば調整池のことであるとか水路のことであるとか32条っていうことになりますけども、協議についても話をしておりますし、こちらが会いに行くか向こうが会いに来られるかは別にして、時々はお会いすることがあります。

○的野信之議長　有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　その中で時々お会いすることがあると、これ何年もずっと続いているんですけど、具体的な話出てきているんですか、教えてください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたように、今の開発許可については事業用の倉庫及び店舗となっております。

○的野信之議長　有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　いや、それはもう前から一般質問しているんで分かっているんですけど。それまんまずっとこのまま行くんですかって聞きたいんです。それだったら、自分から足を運んで、その方に話しをしに行ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。このままずっと行く気ですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　何を話しに行くのかちょっと分かりませんが、町としてこれをつくってくれとかあれをつくってくれとかいうような要望を言いに行くのか、何にするのか分かりませんが、少なくとも主な土地自体は民間の方が土地を所有し、開発許可は民間の方が開発許可を出しているわけですから、その中の一部に鞍手町の土地があるということです。ですから、こちらとしてその開発を見守るということになります。

○的野信之議長　有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　いや。僕は民間の企業の方にこういう店舗を出してくれとか、こういう会社をつくってくれて言いに行っていってほしいって一言も言っていません。そういうことじゃなくて、こんだけ時間がかかっている中で何とか民間の方にもっと、スピード感を持って何かこう、動きをとってもらえないかというお願いをしに行けないのかなっていうことを聞いているだけで、別にその民間さんにどこの会社を持ってきてくれとか、そういうことを僕一言も言ってないです。もう一度答弁頂けていいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 質問がよく理解をできなかったの、質問に対しての答弁が食い違ったところがあることはお詫びをします。しかしながら、もう少し早く進めてくれだとかいうようなことをこちらから民間の開発業者に対してお願いすることができるかどうかということなんですよね。それこそ民間の方ですから、要するに資金計画もあるでしょうし、どういうふうにして進めていくかという事業計画もあるでしょうし、そういったものがあつての開発だというふうにこちらとしては考えておりますので、先ほども言いましたように町としては見守るということしかできないというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） そういうのを踏まえて、鞍手町として開発の同意を出していると思うんですが、その辺どうですか町長。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 そういうのも踏まえてっていうのもちょっとよく分からないので、先ほども答弁をしましたように、町としては見守っていくということです。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 同意を出す際にある程度話があつての同意を出すべきなんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。もうただ同意を出した後はそちらにお任せしますってことなんですか。ある程度把握した上で同意出すんじゃないんですか。しかもこれ鞍手町の所有の土地ですよ。その点はどう捉えているんですか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。都市整備課といたしましては、あくまで開発許可を出すところの部署でございますので、先ほど町長が申しましたように、あくまで民間開発ですので、うちのほうから色々ちょっと口を出してやっていただくということは、なかなか難しいかなとは思っております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 分かりました。そしたら誰にでも開発の同意を出すということですね。僕はそういうふうに認識しておきます。

最後になんですけど、鞍手町これずっともういろんな議員さん僕もずっと言い続けますけど、鞍手町が保有する廃墟になる施設・建物をそういったのを順を追って解決していかないと、これからを担う若者とか子ども達に負の遺産を回すことになるんですよ。町長それでいいんですかね。自分の任期のときはそれでいいかもしれませんが、ここにいる僕も踏まえて全員ですけど、若者とか子ども達に、そういったいろんな問題を僕は引き継ぎたくないんですよ。だからもっと町長、全体的に真剣に検討しますとか、考えますみたいな答えじゃなくて、もっとはっきりした答えが欲しいんですよ。こうしていきます。ああしていきます。僕が議員になってそういう答え全く聞いたことないんですよ。検討します。対応します。若い子とか、子ども達にこういうのを引き継がせるわ

けにはいかないんですよ。僕らは、個人のために議員やっているわけじゃなくて、町民のために議員、僕はやっていると思っていますんですよ。今後見据えてですね。町長そういう答えは全く出さないじゃないですか。この後も新谷議員からくらの郷の質問も出ると思うんですけども、本当山積みだと思うんですよ僕。1つずつもう手をつけられるところはどんどんどんどん早急に解決していかないと、もう若い子たちにどんどんこれを負の遺産として渡していかないかんじゃないですか。その辺どう考えとるんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今の質問については通告にはありません。お答えも準備はできておりませんが、今までの経緯から考えますと、もちろん私自身も有働議員と同じように、後世に少しでもいい町にして鞍手町を渡していこうということは常々考えておりますし、常々話もしております。そういった意味で、1つずつくられて病院をつくり、役場もあと完成間近になり、小学校の統合も進め、基盤整備を進めてまいっております。それによって今不要な公共施設が出ているということで、今後不要な、不要といいますか遊休公共施設について対策を進めていこうというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 町長はもうお答えしなくていいです。鞍手町は、2050年に消滅可能性がある町って言われているんですよ。もうそこら辺を真剣に酌み取ってもらって、もう何かをチャレンジするとか何かを実行するってのは反対は絶対出るんですよ。けど今のこの鞍手町のトップは岡崎町長でしょう。町長がもっと、決断力と判断力を持って進んでいってもらわないと、もう本当に若い子や子ども達にもうそういうのを引き継がせたくないんで、ぜひ決断力と判断力を持って鞍手町を引っ張っていついていただきたいなと思います。以上で一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、有働徳仁議員の質問を終了します。

次に、4番議員、宇田川亮議員の質問を許可します。

#### 一般質問 ⑤ 宇田川 亮議員

質問者：宇田川亮議員

答弁者：町長、教育長、税務保険課長

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） 4番。通告に従いまして、2点について質問いたします。まず1点目は、健康保険証廃止による影響についてです。現在の健康保険証が12月2日以降に廃止になることを受けて、保険者には資格確認書の発行等の対応が求められています。通常の国保関連実務に加え、紐付け不一致の点検や資格確認書の発行に向けた対応に、担当職員においてはかなりの過重労働になることも懸念されます。そこでお尋ねしますが、国保加入者のマイナ保険証登録者の率と人数。それ

その被保険者の有効期間や電子証明書の執行時期は把握されているのかについてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。令和6年6月1日現在の数字で説明をさせていただきます。国民健康保険被保険者数が3,228人に対し、マイナ保険証登録者数は1,976人で登録率は61.21%となっております。基本的にマイナンバーカードの有効期間は10年ですが、電子証明書の有効期間は5年となっております。マイナ保険証の利用には電子証明書が必要となるため、有効期限までに更新をしなければマイナ保険証は失効することとなります。マイナンバーカード及び電子証明書の更新につきましては、有効期限の2か月から3か月前を目途に有効期限通知書が地方公共団体情報システム機構よりマイナンバーカード取得者に対し送付をされます。電子証明書失効に伴い、マイナ保険証が無効となった被保険者に対しましては、随時町から資格確認書をお届けをいたします。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) ということは、保険証の有効期間とか電子証明書の執行時期というのは全て町のほうで把握しているということで理解していいですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。マイナ保険証の資格の確認につきましては、毎日、日時のほうで確認をとっておりますので、その方がマイナ保険証を執行したということにつきましては確認がとれますので、その段階で資格確認書をお送りする予定にしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 資格確認書を毎日確認しているということなんですかね。今、そう言われたような気がしますけど。マイナ保険証に切り替えても保険証の有効期間というのは、それぞれ例えば年度末、4月1日、全部勢ぞろいなわけじゃないじゃないですか。国保の場合は特に。そして、その方の保険証の有効期間とかいうのも一人一人全て漏れなく把握していますか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。基本的に国民健康保険に加入をされておられる方の有効期間というのは毎年7月の末で有効期間切れますので、国民健康保険につきましては有効期間としては最大で1年ということになっております。マイナ保険証に加入されるときは当然窓口のほうで、国民健康保険の加入の手続をされますので、その際にその方が資格確認書が必要であるのか、またはマイナ保険証の対象者なのかというのはその加入時に確認をいたしますので、有効期間の確認というのは加入時点でさせていただくことになると思います。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) では、無保険状態っていうのが無いっていうふうに確認しておきますね。で、いいでしょ。無保険状態になる国保加入者の方が出てくるということは無いということで確

認していいですか。例えば有効期間切れてもね。そういうのがもう有効期間切れたら例えばマイナ保険証やっても駄目ですよとかいうことにはならないんですかね、資格確認書の発行についても、その都度発行するということなら1人も漏れなく無保険状態というのはあり得ないということでもいいですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。現段階では資格確認書の交付につきましては、本人の申請に問わず職権でお送りすることができますので、基本的にはその空白の期間は無いというふうにはなるんですけれども、ただお手元に届くまでにどうしても郵便で送らせていただきますので、届くまでにつきましては議員が言われるような形のお手元に保険証がないような状況になろうかと思えます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) もう2番の資格確認書の発行の対応はというところでの答えにも少し触れてあるみたいですが、郵送するんだったら、その期間は前もって郵送するべきでしょう。郵送する時間は、無保険状態がありうるということは、あつてはならないんじゃないでしょうか。その点はどうか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。行政のほうで確認がとれるのは個別のマイナ保険証の電子証明書の有効期間というものについては管理は行っておりませんので、あくまでも国民健康保険証は資格が切れた段階で、うちのほうで確認することになっております。あとマイナ保険証の有効期間が切れた場合につきましても、マイナ保険証をお持ちの方につきましては資格情報のお知らせというのを送るようになっておりますので、それを提示することによりまして保険診療が受けられるということとなっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) やっぱり保険証の無保険状態ということは無いということで理解していいですか。そういうことでいいですね。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 議員さんが言われる無保険状態というのは何を指すかということで、なかなか答弁が難しいのかなというふうに思っております。医療が必要な方が医療機関にかかる際に、医療での給付を受けることができない状態にはならないということで理解をしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 次に資格確認書の問題についてですけども、法令上の立てつけとしては申請により発行されるものです。この資格確認書はですね。しかし、昨年8月に政府からマイナ保険証を持たない方にはプッシュ型で資格確認書を発行することが発表されています。マイナ保険証を持たない方に資格確認書が届かないことがないように、その対応も求められておりますが、町としては、資格確認書の発行その対応はどういうふうに考えてあるのかお答えください。



○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。資格確認書の発送につきましては、今の段階では今議員さんが言われたとおりプッシュ型ということになっておりますので、一斉の送付につきましては、令和7年の7月にマイナ保険証をお持ちでない方、若しくはマイナンバーカードをお持ちであってもマイナ保険証に紐付けされてない方につきましては、皆さんお送りするということを考えております。それ以降につきましては、国からの通知に従い適切に処理をするということで考えております。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 来年の7月に送るんですか。資格確認書は、12月2日から保険証は廃止って政府言っていますよね。そしたら今持っている保険証はもう使えないということになるでしょう。だから資格確認書はその前に使えなくなる前に、12月2日までに送らないといけないでしょう。その対応を聞いているんですけど。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず、12月2日以前に発行する保険証につきましては、全て令和7年7月末まで有効の保険証をお送りしております。令和6年の12月2日以降、資格確認書をお渡しする際には、来年の令和7年の7月末までの資格確認書をお送りいたしますので、年度の切替えて一斉に送る資格確認書につきましては、令和7年の7月にお送りするということになります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) それで、マイナ保険証を作成してある方を除いた全ての方っていう形なんですか。それともマイナ保険証を持ってある方も含めて全て資格確認書も一緒に送るということなんですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 資格確認書を送らせていただく方につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方若しくはマイナンバーカードは持っていますがマイナ保険証をお持ちでない方ということになりますので、実際マイナ保険証を手元にお持ちの方につきましては、資格確認書の郵送は行わないということになっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) それはすぐに把握できるんですか。マイナ保険証を持ってある方とそれ以外の方っていうのは、すぐ把握できるんでしょうか。それとも色々調べてそれを選び分けて残った方に資格確認書を送ろうとしているのか。その点についてお答えください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。今、マイナンバーカードと健康保険の一本化に関する作業を今行っております。今システム改修も行っておりますので、当然先ほど申しましたとおり、マイナ保険証が切れた方につきましては、その時点で随時確認書をお送りするという作業をいたします

ので、更新の時期にこの方がマイナ保険証を今切れている方ということは把握はしております。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) それは別に何ていうかな。業務量が膨大になるとかいうことじゃなくて、システム改修で十分対応できるというふうに考えていいんでしょうか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 その業務につきましては、特に業務が増えるということは考えておりません。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) これちょっと長野県の保険医協会のアンケート調査の結果っていうのを私持っているんですけども、まずねマイナ保険証の有効期限把握できてない自治体が8割超え。長野県で。それから全加入者に資格確認書を送付すると回答したのは長野県では10市町村に留まって、利用登録者以外に送付すると回答したのが30市町村ありましたけれども、大変な作業だというふうに、これは各自治体に聞いているアンケートなんで各自治体の方が答えられているような状況なんですけども、鞍手町の場合はマイナ保険証の有効期限はしっかりと把握していますしね。全加入者に資格確認書を送らなくても、さっとマイナ保険証に紐付けしてない方はマイナンバーカードに紐付けしてない方はさっと分かって、さっと全員に送れるということで認識しとっていいのでしょうか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。先ほど申しましたとおり電子証明の有効期限が例えば未来の日付、いつまでその方があるというのは現時点で保険課のほうで把握はしておりません。ただ、マイナ保険証が失効した段階でうちのほうで把握がとれますので、その段階で資格確認書をお送りするというのをさせていただきます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 分かりました。では、ちょっと原点に戻ってマイナ保険証を作成するには、その方法というのはどういう形があるんでしょうか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まずマイナ保険証を登録するためには、まずマイナンバーカードを必ず持っておかなくちゃいけないということとなります。マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、例えば医療機関、薬局の受付等でカードリーダーから行うこともできますし、あるいはマイナポータルからすることもできます。ここにはセブン銀行ATMなどでも行うことができるというふうになっております。ただ、自分一人ではどうしてもできない、自分じゃちょっと難しいということにつきましては、役場の住民係のほうで、そのお手伝いはさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) マイナポータルとか病院とかいろんなところで役場以外で紐付けを行った方についても、全てそれは町としてすぐ把握はできているんでしょうね。できるんですよ。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。今まで資格確認書であった方がマイナ保険証を所有されたということについては資格確認でとれますので、こちらのほうで把握はできます。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 何かちょっとよく分かりませんが。例えばマイナ保健証をつくった後、病院とかやったらそこで分かるのかもしれませんが、役場でつくったりとか、自分のスマホでつくったりとか色々やりますよね。そのときに、もうその場ですぐもうマイナ保険証紐付けされた。すぐ医療機関等で使えるマイナ保険証が使えるという状態なのか。それともちょっとタイムラグがあるとかいうことがあるのか。マイナンバーカードの作成についてもね、色々あると思いますけれども、まずそこからの問題がありますけれども、その点についてお答えください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 即時にそれがマイナ保険証が使えるかどうかということについては、Q&A等見ますと若干そのタイムラグがある場合があるということは書かれております。実際はその際に例えば役場のほうで、その方が国民健康保険に加入された際に、例えばマイナ保険証をお持ちの方については、タイムラグがあった場合については、そういった資格情報のお知らせをお渡しますので、それで受診が可能であったりすることがあるんですけども、そのほかにマイナポータルのほうからその資格情報もPDFで保存ができるということにはなっておりますので、ただそのタイムラグがその日のうちにできるかどうかというのはちょっとお答えがちょっと難しいかなというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 分かりました。政府はもう誰1人残さない。取り残さないというふうに言っているわけですが、高齢者施設などで暗証番号を管理するのが難しいと。こういった声が上がったらね。今度は暗証番号無しの顔認証マイナカードをつくるとか、もう一時しのぎの対策を、こういう問題があったらこういう対策を打ちます。もう一時しのぎの対策ばかり打って、現在その確認する方法が9種類に及んでいるんですよ。これを役場の職員も全て把握していますか。この方法を理解されていますか。それこそいろんな施設の方がね病院も含めてですけど、その確認の仕方を分かってあるんだろうかと、ものすごい懸念があるんですけども、この点についてはどうですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。確かに制度の変革の時期ですので、かなり修正が重ねられてきているということは理解をしております。その中で行政としては、そういったそのマイナ保険証のメリットということを周知するとともに、あとマイナ保険証を持ちでない方も、皆さんが保険医療が保険証がなくなっても、今までどおり病院にかかることができるということを行政上しっかり周知をしながら、また高齢者施設等につきましても丁寧な説明をさせていただきながら、マイナ保険証が普及することを浸透していくことに尽力していきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) マイナ保険証の便利さがあるということも一部ありますよ。それは認めた上でね。ただ、これだけ今まで問題が起きているわけですよ。保険証の確認ができないだとか、特に高齢者や障害者などマイナンバーカードや資格確認書を申請や管理するのが難しい状況の方、それでも政府は強引に保険証廃止を押し進めていると。もうこれがもう本当に非常に問題だというふうに思います。鞍手町でも、医療機関をはじめ、高齢者・障害者施設での保険証廃止に伴う影響、これをどう認識し把握されているのかお尋ねします。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まず医療機関におきましては、もう既に一部の例外を除きまして、全ての医療機関、それと薬局にカードリーダーを設置しマイナ保険証を受け付けることが義務づけされております。ですので保険証が廃止されたことによって大きな影響はないものかと考えております。また、高齢者・障害者施設での保険証の廃止に伴う影響につきましても、保険証の代わりとなるマイナ保険証と資格確認書で対応いたしますので、大きな影響はないものと考えております。ただし、マイナ保険証には先ほど申しましたとおり継続して利用するには電子証明書の更新がどうしても必要となるため、今後は更新作業の煩雑さが問題となってくると考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 病院にカードリーダーが全て設置されてあるから大丈夫と。高齢者とか障害者施設で本人が管理できないんですよ。何にも問題ありませんかそれ。じゃあ施設の方々に、その施設の職員なり施設長なりに全部把握してくれ。暗証番号が必要だとか、じゃないなら顔認証とか、そのほかにもいろんな資格確認の方法が出てありますけども、それを全て把握した上で、それが滞りなくできるんでしょうか。ちゃんとその認知症の方もおられますよ。障害者の方で、いろんな障害がある方がおられて自分で何もできないという方もたくさんおられる中で滞りなく大丈夫ですと本当に言えるんですか課長。私はこれ問題と思いますよ。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。確かにマイナンバーカードの管理につきましては、かなり施設の方等には大きな負担になってくるかと思えます。ただ暗証番号の管理であったりするのを確かにかなりのご負担になろうかと思えます。その負担を軽減するために暗証番号が必要のない顔認証だけのマイナ保険証というのもございますので、そういったものに随時切り替えていながら、またどうしても、マイナ保険証が利用が難しいという方につきましては、資格確認書でそれをもって医療機関にかかっていたとということを周知しながら、皆さんが病院にかかれるように対応させていただきたいと思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 私、課長とか役場の職員の皆さんを責めているわけじゃないんですよ。この政府のやり方がおかしいって言っているんですよ。保健証はね存続させないといけないんですよ。そしたら何の問題もなくなる。マイナ保険証つくってもいいですよ。つくりたい方は。だけどマイナ

ンバーカード自体は申請主義でしょ。任意でしょ。でも保険証一体化をしないと保険証を廃止しますよってなったらこれもう強制じゃないですか。それに対して物すごいいろんな問題が出てきているわけですよ。いろんな高齢者施設や障害者施設やら病院もそうですよ。カードリーダー何で置かないといけないんですか。いろんな投資もしないといけないし、事務の煩雑さも物すごく出てくる。ちょっとおかしい問題ですよ。昨年3月でもこのマイナンバーカード、マイナ保険証のことについて一般質問をさせてもらいました。このときマイナ保険証によるトラブルが一部の調査でも全国保健医療団体だったかな。が調査した中で一部の調査内容だけでも7,300件出ている。それは町長もそのとき把握しているというふうには言われていましたけれども、これがいまだに解消されきってないんですよ。マイナ保険証に紐付けした人でもいろんなトラブルがある。それにも増してマイナ保険証つくってない方についてはね。これは、今は資格確認書で一時しのぎにはなっていますけれども、これつくらない方、つくれない方、手続できない方、いろんな方おられて無保険状態になるのは明らかじゃないですかこのままじゃ。本当にですねえ、もう愚策っていいですか、国民のこと全く考えてない対応だというふうに思いますよ私。怒りを持っています。12月2日以降保険証廃止し、マイナ保険証持っていない人だけ資格確認書を発行する。これだけでも大変なことだというふうに思いますけども、これ自体、鞍手町は大丈夫と言っても、政府はそういう状況があることは全く認識してないですよ。その対応自体を全て自治体に丸投げして、もう本当役場の職員の皆さんも含めて、政府の方針に振り回される。もう疲弊しているというような声もたくさん聞かれますよ。こういった問題解決するにはね、もう今の保険証を存続させるのがもう1番の解決方向の方法なんですよ。町長も是非この立場に立ってね。1人じゃ何も言いません。市町村会を前のときも言いましたけども、じゃないですよ。町長自身がこの立場に立って、1人だけでも町代表してね、保険証を存続すべきだと言うべきですよ。是非やっていただきたいと思いますけど、町長の答弁を求めます。

○的野信之議長 町長

○岡崎邦博町長 このマイナ保険証の件は先ほど宇田川議員が言われましたように、令和5年の6月議会でも質問を頂いております。そのときの質問で宇田川議員から、町長1人になってでも、国に言うべきだというような叱咤激励といたしますか発言がありました。よく覚えておりますけども、国が令和6年12月2日以降保険証を廃止することが決定している中で、多くの国民にマイナ保険証の利便性が伝えられておらず、マイナ保険証の登録率及び利用率が伸びていないことは承知をしております。国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、実はこれ全国町村会でも問題にしておりまして国に要望しております。令和6年の7月4日に全国町村会の理事会で多くの内容の一つとして、このマイナンバーカードの問題を取り上げ、要望しております。中身を申しますと町民が混乱なく安心して保健医療を受けることができるように、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び方法の周知徹底を図るとともに、守られるべき保健医療の機会が損なわれることのないように十分対策を行うことを要望しております。ということで、町村会からも要望しておりますし、マイナンバーカードについては、今、自民党の総裁選挙があるということになって、その候補者の中でもこれを問題視している人がどうもあるように報道の中では聞いております。今後、国も

多くのやっぱり意見を聴取しながら、国民の医療を守るために何とか分かりやすい政策をしていただけるのではないかなと私自身は考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 全く期待できません。はっきり言って。だって国が今度介護保険証も無くそうとしているんですよ。もう恐ろしいことですよ。介護保険証なんか特にいろんなそれぞれの介護施設の保険証、コピーとったりとか見せないといけない。本当大変ですよ、介護が必要な方がね。保険証が無くなると。もう何を考えているんだというふうに私思いますけど、その点についてもね、是非お知りおきをしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。体育館の利用及びエアコン設置について、これはもう6月議会にも質問いたしましたけれども、引き続き質問をいたしたいと思います。6月議会でも同様の質問いたしましたが、まず、個別の体育館の利用状況、これをね詳細に調べてあるのか。具体的に教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 それぞれの小中学校、それと中央公民館、それとアリーナにつきましては年間、昨年度のどれだけ使用されたかというのは調べております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 是非状況を後で資料でも頂けたらというふうには思います。小学校の、例えばどういう団体が、例えばねこのあいだ聞いた話ですけど、老人会で何かやっていると、近くの地域の体育館を使っているということもお話聞きますよ。そういうことでね。どういう団体がいつどういう時間で、どのくらい使われてあるのかというのを是非詳細に教えていただきたいというふうに思います。

次に屋外運動場での授業実施状況についてお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 屋外運動場での授業実施状況といたしましては、これも各学校で違いがあるものの平均いたしますと授業時間単位で、小学校で286時間、中学校では85時間の利用があります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 実はこれ聞いたのは熱中症の対策ですよ。で、今学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引というのがあるんですけども、これはね今年の4月に改定されていますけども、これは町内の小中学校ではこのガイドラインっていうのは例えば教育委員会でとかガイドラインという作成しているのか、また、その手引きに沿った対応しているのかどうなのかというのをお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 教育長

○外園哲也教育長 各学校には徹底しておりまして、また町の中でも作成しております。また機械等を使って熱中症対策等はしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 機械を使って測っているということでしょうけども、これは暑さ指数計的なものですか。ガイドラインにも出ていますけれども、暑さ指数計っていうのも単なる外気温だけじゃないんですよね。色々3つぐらい何か測るやつがあつて、それで屋内・屋外でその場その場で測ってやってくれっていうような指針にもありますけれども、そういうふうに対応されているんでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 屋外で測っております。屋内につきましてはエアコン等が設置されておりますので、屋内での測定等は今のところしておりません。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 体育館もエアコンありましたかね。体育館エアコン無いですよ。体育館で体育の授業を行うときにも、指数計で測ってやらないといけないんじゃないですか。その指数計で31度以上になったら、もうこれ運動中止ですよというような指針もあるじゃないですか。31度で運動は原則中止。28から31度で厳重警戒。25から28度で警戒。これはもう積極的に休憩と21度から25度でも注意が必要。積極的に水分補給を行いなさいという指針があります。こういうのに従ってやるべきじゃないだろうかというふうに思いますけども、この点についてお答えください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 体育館につきましては温度計を測定していきながら、子どもたちの状況を十分把握していきながら熱中症対策をしていくようにしております。また、なるべく暑い期間につきましては、保健体育や座学等を対応しまして熱中症対策をしております。さらに運動会につきましても、小学校の運動会は昨年も遅らせてしましたが、今年からは今まで9月の下旬にあった運動会を10月の下旬にずらすというふうなことで暑い日を避けて、なるべく運動場や体育館を使用するというふうな対策をとっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 町のガイドラインの指針がどういうふうなものなのかは私見ていませんので分かりませんが、ただ国が環境省と文科省が示しているガイドラインの手引にほぼ一緒ということで理解しとっていいですかね。とすれば体育の授業等を体育館もそうですけど、そのあっている時間に必ず指数計で測って暑さ指数計で測ってくれっていうふうになっているんですよ。それはされていますか、ちゃんと記録もつけないといけない。やられていますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 それについては把握しておりませんので、各学校に調査したいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) ガイドラインにはあるけれども各学校がそれやっているかどうかは把握していないということですかね。ガイドラインはあるんですよ。ちゃんとその調査票もつけるやつ

表もあるんですけれどね。いずれにしても、それこそ暑さ指数がそれだけ上がっていったら体育の授業できないわけですよ。だから夏場も特に、今もう教育長の話でいうと、もう全て保健体育か教室の中で何か事業を行うということしかできないような状況になってくるんですよ。今のままじゃ。体育館でも多分暑いです。激しい運動は中止というのは。特にこの最近の暑さ、もう9月でも夏はなかなか終わらないと天気予報でも言っていますけれども、そうなればね子ども達の授業時数というのがもう冬場だけになってくるんですよ。運動会の練習も10月下旬に延ばしたとはいってもなかなか練習ができない。そういう状況が続くわけですよ。そうすればねやっぱり、小学校の体育館はね早急にやっぱりエアコンつけないといけないんじゃないだろうかというふうに思います。体育館を避難所や投票所、社会体育施設としての利用だけではなく、地域コミュニティや高齢者の健康維持、介護予防などにも活用すれば、それこそ利用価値が高まるんじゃないだろうかというふうに思います。ただ、今の状況ではほとんど使えません。暑いときは。けども、エアコンつければ避難所にも使える。投票所にもわざわざポータブルの冷房機持っていなくてもいい。今、もう小学校統合されようとされていますけども、あともう3年しかないとは言ってもね。その間の子ども達どうするんですかっていう話にもなってくるわけですよ。その利用価値についてね。是非見解をお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 通告書によりますと、地域コミュニティや高齢者の健康維持、介護予防ということで利用価値も高まるのではないかとというご質問ですが、高齢者の健康維持に関する施策としては、居場所づくりとして地域の公民館を利用した通いの場を7か所、認知症予防として認知症カフェを2か所で実施しております。また、介護予防事業としては総合福祉センター保健棟及びふれあい棟並びに介護保険施設を利用した介護予防運動教室を9教室開催しており、既に一定のニーズに応じた健康維持介護予防事業を実施しております。今後は高齢者の健康維持に関する施策として、さらにきめ細かなニーズに対応するため、歩いて通える地域の公民館を利用した通いの場の拡大、介護予防事業として新庁舎にできる健康増進室を中心とした事業の実施を考えております。なお社会体育施設等を含めた公共施設の今後の在り方につきましては、地域のコミュニティの観点からも検討する余地があると考えておりますので、小学校統合後の公共施設の適正配置及び利活用の中で検討していくことと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 地域コミュニティや、高齢者の健康維持、介護予防は今でももう事足りていると。でもさっき言いましたが、老人会が簡易的な運動をやるということに体育館を使っている状況も聞いていますよ。じゃそれできなくなりますよね。わざわざ遠くまで行って中央公民館とか鞍手中学とか、そういうところを使ってやらないといけないというんやったら、もうそれは無くなりますね。そういうのをね広げていったらいいんじゃないですか。だから私、体育館利用価値を高めていくと同時にね、今のクーラーの無い体育の外での、屋内でもそうです。運動ができない、この暑さで。できない子ども達を救うためにも早急に体育館にエアコン設置するべきだというふうに思うんですよ。同時にね国の補助制度が来年度いっぱいだったかな。今のところは。来令和7年度いっぱい。



もうこの間にやらないと駄目なんですよ。今の状況で言えば。とすれば、この補助制度ある有利な補助制度があるうちにね。そこは、これは町の考え方になるかと思いますが、私今の6小学校の体育館に本当言うたら全てエアコンつけてもらいたい。今の子ども達を守るためにも、そういう考えありますけども、でも4年後には3年半後には小学校統合されます。その辺はね、色々ちょっと考えるところあるんですけども、ただ避難所とか投票所に今まで使用していました。でも校舎は使ったことないですよ。そういうのに。避難所にもそれから投票所にも校舎は使ったことないと思います。体育館しか使っていないと思うんですけど、でもその体育館がねエアコンが無いというような状況、これを解消し、子ども達の授業を確保する。運動授業を、体育の授業を確保すると言った意味から是非体育館のエアコン設置を急いで考えてほしい。もう一つは、6月議会のときでも町長が早急に検討します。もしかしたらあそこはできそう、中学の話ですけど、できるかもしれない。それも含めて早急に検討しますという答弁でしたので、その検討はどうなったのかということも含めてお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 ご質問のとおり学校施設環境改善交付金による冷暖房施設の設置に対する交付金の算定割合の引き上げは令和7年度までになっています。また、6月議会においても議論されましたが、体育館の冷暖房設備については、学校施設環境改善交付金では建物に断熱性があることが補助要件とされており、断熱性のない建物については断熱性確保のための工事が必要となり、当該費用についても補助対象事業費となります。文科省が示す体育館空調設備設置に伴う断熱性確保工事の費用額は断熱方法の組合せ別に事例が示されており、屋根を断熱カバー工法で断熱し空調機器を整備した場合で約5,000万。このほか、壁、床、建具など断熱性を上げるため工事箇所を増やすごとに工事費が増加します。事例で屋根断熱カバー工法、壁断熱塗料、複層ガラス設置、建具改修まで行った場合の試算があり、断熱性の確保工事で約7,500万円、空調設置費用の2,500万円と合わせると、約1億円の費用が必要となります。交付金の補助基準額の上限は7,000万円であり上限を超えた部分は町の単費となり、費用面から見てもかなり高額になると考えます。現在、福岡県LPガス協会へ中央公民館、福祉センターアリーナ、中学校体育館などの見積りを依頼しております。今後、町執行部とも検討していきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 断熱性工事については、この間の6月議会でも言いましたけれども、そこまで完璧求めなくてもいいんですよ。ある程度断熱性を確保できる工事が、もうそこまでの完璧な密閉して、遮光何とかとかいろんなことをね今想定されて1億円というふうに言われましたけれども。しかもね、この断熱のための工事についてもこれは補助対象となっているわけで、上限があったにしろ。だから学校安全対策施設改善交付金だけじゃないですよ、これ使えるの。過疎もあるし緊急なんでしたか、避難所に使うような、そういうのも抱き合わせできるわけですよ。1番町の手出しの少ないのは、抱き合わせで1番少ないのが全体の工事費の15%です。町の持ち出し単費が。そういうのも含めて、もう本当に早急に考えていただきたい。なんなら夏場はね、子ども達もう体育館ない

ところは夏休みがあるからあれですけども、例えば今の9月の時期なんか、もう運動なんか全然できませんよ。この状況じゃ。この暑さじゃ。体育館の中でも指数計見たら絶対できません。そしたらね、エアコンのある体育館に子ども達連れて行って、プールのあれと一緒にですよ。そこに連れて行って運動させる、体育の授業をやるとか、そこまで考えないといけないんじゃないですか。教育長も執行部とも検討されるというような話もされていまして、是非ね町長の考えもお聞かせ頂いて今の子ども達どうするんだというのも含めて、このエアコン設置っていうのは本当早急な課題だというふうに思いますんで、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 令和5年の12月の議会で答弁したように、中学校の体育館については屋根が断熱性があるということでもありますので、先ほど教育長からも答弁がありましたように、見積等を出すような指示をしております。先ほども言いました中央公民館・福祉センターのアリーナについても、見積りを今とっているという状況です。しかしながら小学校の6校についてのエアコンにつきましては、今、宇田川議員の指摘によれば手出しは15%で済むじゃないかというようなお話もありました。と同時に3年後には南小学校も解体されますので6校の体育館全て閉鎖ということになります。それに対する税金をどのようにして有効に活用していくかということとの兼ね合いも考えながら、今の小学校、小学生に対する運動設備の整備ということ、この両面を睨みながらの検討ということになろうかなというふうにも思います。なかなか非常に難しい答えの出しにくい問題でもありますので、今ここで全てじゃあやりますともやりませんとも、なかなか答弁のしづらい問題でもありますので、教育委員会とも相談しながら、どのような対策が最適であるかを考えていきたいと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 是非ね早急に考えていただきたい。答えを出して前に進めていただきたいというふうに思います。それと、もう今年の統計でも2年連続過去最高の暑さだというようなこともニュースでもあっていましたが。もう本当、先ほど言いましたようにこのままじゃ体育の授業ができないというような状況。真剣に指数計見てやったらですよ。できないというような状況にもなっていると思います。なので、その間に統合して体育館はクーラーのエアコンのついた体育館で授業ができるような状況になるまでは、その間の子ども達の体育の授業をどうするのか、夏場のね。そういうのもね、是非一緒に考えていただきたいと思います。いま1つあるのは、くrajの郷だけはエアコンついていますが、そこだけで全部あれするというわけにはいきませんが、そういうのも含めてね、ぜひ考えていただきたいというふうに申し上げて私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 16時12分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 17時22分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。6 番議員新谷留晴議員の質問を許可します。

一般質問 ⑥ 新谷留晴議員

質問者：新谷留晴議員

答弁者：町長、住民環境課長

○的野信之議長 新谷議員。

○6 番（新谷留晴君） 6 番。通告に従い一般質問 2 件について行います。まず 1 点目。福祉センターくらじの郷、現在の進捗状況についてお尋ねします。昨年 12 月、一般質問からもう半年以上が経っていますが、くらじの郷の今後の在り方について具体的に話が進められていると思いますが、町長は昨年 12 月議会において若いスタッフにて移転後の空き部屋の利用の検討を進めていると言われていましたが、12 月議会の質問内容と重複しますが、中庭にはゲートボール場やスケートボード場をつくり、移転後の空き部屋はダンススクールや子ども達が遊べるプレイルーム、テナントとして食事処や喫茶店として活用し、町民が集える場所づくりを希望しておりましたが、推進本部会議の中でプロジェクト会議はどのように進んでおられるのか、お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 総合福祉センターくらじの郷の今後につきましては、アリーナ、トレーニングルームを備える勤労者ふれあい棟については、本定例会におきまして議案第 48 号として上程させて頂いておりますが、くらじふれあいアリーナと名称を変更し、今後も避難所及び投票所を兼ねる体育施設として町が運営をしていくこととしております。またその他旧福祉棟と福祉管理棟、保健棟につきましては道の駅のような町内外の皆さんが集い、憩える場所として利活用していく考えは、これまでも答弁しているところでもありますし、新谷議員とそんなに大きな違いはないというふうに考えております。プロジェクトチームによる素案の作成や、国道における道の駅を管理されております国の機関の担当の方との情報共有など、可能なことにつきましては順次作業を進めているところです。しかしながら現在、旧福祉棟には西川古月学童クラブ等が入居しており、令和 10 年 4 月予定の統合小学校の開校までの間は全体の利活用はできない状況でありますので、令和 9 年度までの間で運営に参画される事業者等を募り具体的な協議を進めると共に、経年劣化している外壁・屋上防水・空調などの一部改修が必要となれば、当該手続を進め準備をしまいたいと考えております。

○的野信之議長 新谷議員。

○6 番（新谷留晴君） ご答弁ありがとうございます。しかしながら、この福祉センターについては、もう常々どういうふうにご利用するのか。どういうふうに今後進めていくのか。今町長のほうから

答弁がございましたけども、あまりにも時間がかかり過ぎて内容が充実されてない。その点についてもう少し速やかに今後進めていっていただきたいと思います。さすれば今、福祉センターと名づけていますが、これは福祉センターとして呼び名は変わってくるわけですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながら、福祉センターは今年の12月末で閉館をすることとなりますので、今後利活用についてどういうものになるのかにつきまして、名称については変更になると思います。先ほども言いましたように、勤労者ふれあい棟につきましても、くらじふれあいアリーナと名称も変更しておりますので、今後については当然ながら名称の変更は行うことになると思います。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番(新谷留晴君) それでこの部屋の利用について、包括の方と先日お話をさせていただきました。町のほうから何か相談事があったのか。どういうふうにすばうまく運営できるのかとそういった相談があったかと。それは尋ねましたけども、今まで1度もありません。そういうことで、町の財産であるくらじの郷。町長が答弁されましたけど、確実にお互いコンタクト取って進めていくべきじゃないかと。今の本当鞍手町の財産です。これをとにかく見えない、今まであったんだというふうに風化させないように前向きに充実した検討をよろしくお願いいたします。

次に、町民が今でも熱望しているお風呂の再開について、今後どのようにお考えか答弁をお願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの質問で包括との話がないというような話がありましたが、包括は役場、新しい新庁舎のほうに移ることとなっておりますので、今後の福祉センターの利活用について包括等の協議というのは必要ないというふうにも考えております。いずれにしても先ほど言いましたように新谷議員が言われるような幼児から大人まで家族ぐるみで楽しめる触れ合いスペースや運動体験、プレイルームなどの利活用、飲食店テナントも含めて活用してはどうかというような提案、また読書もできコーヒーショップもあり談笑ができるような町内外の人が楽しめる場にしたいという考えは私も同感であります。そういうことを含めて先ほども答弁をしましたが、道の駅を所管されている国の機関とも情報共有したりをしております。道の駅のようなものにしたいというふうな考えに変わりはありません。それから今、町民が熱望しているお風呂の再開につきましては、これまでの複数の議員により、旧福祉棟の入浴施設の再開についてご質問を頂いておりますが、過去閉鎖になった経緯としましては、利用者の減少、施設の老朽化に伴う維持管理の増大等の理由により、当該入浴施設の廃止を判断された経緯があります。入浴施設再開の要望があることは私も承知をしておりますが、施設の復旧に多額の費用を要すること及び将来に向かっての維持管理コストを鑑みると、現在の財政状況では町直営での再開は難しいと考えております。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番(新谷留晴君) 今、町長が述べられたとおり、多額の資金がかかると思いますけれども、

先日、全部この浴槽から外周から全部見てまいりました。包括の方また福祉協議会の方ともお話をさせてもらいましたが、そもそもこのお風呂は当初から計画ミスだと。ボイラーの出力も非常に低い。お湯を送水するのに非常にマックスの状態で運転してきたと。これでは長くもつはずはないと。それで現状も燃料タンクも埋めてしまって再開は難しいであろうという判断を聞きました。がしかし、多分皆さんも見られたら分かると思うんですが、あの浴槽はすばらしい浴槽をつくられていますよ。あれをこのままもう破棄してしまう。非常に残念でなりません。いま一度検討していただいてお金のかかることでもございますし、なかなか難しい事案とは思いますが、若い方からお年寄りから今だにたくさんお声を頂いております。もう一度熟知していただいて再度検討をよろしくお願いいたします。ついでと言ってはなんですけど、8月31日現在の町の人口を調べてみました。1万4,836人、65歳以上5,947人、全体の40%です。ますますこれからは、老化が進んでいきます。恐らく10年後には50%超えるんじゃないかなろうかと。そういう中で、高齢者並びに子ども達が集える場所をどうぞ確保していただくようによろしくお願いいたします。

次に移ります。廃プラスチック加工工場の問題点は改善されているのかお尋ねします。臭いや煙、騒音について、昨年10月、11月に調査されたと聞いておりますが、その後改善されているのでしょうか。鞍手町新延のセレジ九州の廃プラスチック加工工場から垂れ流される煙や悪臭、排水その他について正確な測定をしてくれるよう近隣3区の区長と関係者数名が住民環境課環境係のほうに申入れをされ、昨年12月26日に回答説明が開かれたようですが、その結果はどのような内容ですか。説明をお願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件については担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。昨年8月に七ヶ谷区、室井区、永谷区の連名で地域の環境改善に関する要望があり、議員おっしゃるように11月、12月に付近の環境調査を行いました。12月には事業所に対しまして環境調査の結果、役場に寄せられた苦情等を伝え、引き続き対応等のお願いをしているところでございます。以上です。

○的野信之議長 新谷議員

○6番（新谷留晴君） この説明を開かれた内容の中で嗅覚がおかしくなるように臭い、煙の中で暮らしながら、基準以下なので問題ないと答弁を受けたとあります。住民の怒りや健康への不安をどう考えておられますか。プラスチック中間加工工場のこのセレジ九州は…

○的野信之議長 新谷議員。会社の名前は。

○6番（新谷留晴君） はい。訂正いたします。プラスチック中間工場であるこの工場は特定工場、事業場に該当しないため、いつどんな音を出しても規制や指導はできず、結論としては現行の基準以下であれば企業に対してはあくまでもお願いするしかないという町の見解のようですが、健康被害を多くの方が訴えておられます。住民が安心して暮らせる環境を守るのは行政の義務ではないでしょうか。保健所と共に業者への徹底した指導をお願いしたいと思います。この辺について答弁をお願いい

たします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。住民との協議の中で法律の基準以下というところで恐らくちょっと私の記憶では問題がないってことは言っていないのではないかと考えております。その中で、悪臭、騒音等につきましては法律で規制基準等が定められており、規制基準を超えるものに対して適切な対応をとらないと改善勧告や罰則を科すこともございますが、そうでない場合には当該事業者による自発的な対応を促すことしかできません。いずれにしろ、七ヶ谷区、室井区、永谷区周辺の生活環境につきましては、今後も環境調査などを行いながら注視して行きたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番（新谷留晴君） 今言われるようにお願いするしかないということとはよく分かりますけれども、しかしですね、本当に睡眠不足、健康被害を持たれた方が多数おられます。最近も言っていました。何とかならないのか。洗濯物にも臭いが映ると。心配があると。そういったことも出ております。そういったことを踏まえて厳しい態度で業者のほうに指導をお願いいたします。

次に、児童の登下校の際の危険なトラック搬入について、いまだに改善されていないが対策はどう講じられますか。児童の安全や一般の通勤車両の通行の妨げになっている現状を調査していただき、搬入時間の検討や誘導車をつけることなどして安全を十分に確保していただきたいと思います。その点どうでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。前のご質問にて事業所に対して苦情を伝え、対応等のお願いをしているということでお答えをさせていただきましたが、児童登下校の際のトラックの敷地内への進入につきましても事業者到现在対応をお願いしているところでございます。以上です。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番（新谷留晴君） 今のお願いしているってことはもうずっと聞いているんですよ。私もこの事業者との話合いに1度2度参加させていただきましたけども、そのときも強く課長のほうから業者に対して、強い抗議をされた記憶がございますが、いかんせん業者は、もう知らぬ存ぜぬというかそっぽ向いてしまいます。そこを特に登校時間、それから出勤時間、朝方の8時前後ですけれども、このときだけでも警察とタイアップして安全を確保できるように、とにかく努力していただきたいと思います。答弁は要りません。以上で、質問を終わります。

○的野信之議長

以上で、新谷留晴議員の質問を終了します。これで全ての一般質問は終了しました。この際、休会についてお諮りします。明日10日を休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日１０日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 １６時４２分 ——  
~~~~~○~~~~~